

日本における不敬事件

MIYANAGA, Takashi / 宮永, 孝

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Hosei journal of sociology and social sciences / 社会志林

(巻 / Volume)

69

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

81

(発行年 / Year)

2022-12

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00026190>

日本における不敬事件

宮 永 孝

はじめに

- 一 中央集権的国家へのあゆみ
 - 二 帝国憲法制定の準備
 - 三 明治帝と政治学
 - 四 新政府による刑法編纂 ポアソナード起筆による不敬罪の条文
 - 五 不敬罪で放逐された東大教授
 - 六 日本におけるおもなる不敬の事件簿
—— 明治期から平成期まで
 - 七 不敬事件の発生原因 件数 人数について
 - 八 不敬罪の成立から廃止まで
むすび
- (英文レジюме) Abstract in English

はじめに

不敬罪とはなにか。この文字はこんにち耳にしたり、見ることもほとんどない。が、戦前のわが国の絶対主義的天皇制国家のもとで、治安維持法（大正14年「一九二五」に成立）とならび、天皇制を支える弾圧法規であった。その廃止まで六十五年の長きにわたってつづき、国民の心を重苦しく支配した⁽¹⁾。不敬という語の一般的意味は、敬わないこと、敬意を欠く言動のことである。が、とくに旧憲法のもとでは、皇室や社寺にたいして礼を欠くことを意味した。法律用語でいう、*不敬の所為*^(しよゐ)（おこない）のことである。

不敬をなす者はひとである。ひとは国家を形成する社会団体をはなれて生きていくことができない。ひとはかならずある一つの国に属している。

国家の組織は、社会・法律・政治の三つから成る複合体である。それを統治する機関が、政府（内閣、中央官庁）である。内閣は国家の行政権をもつ最高機関であり、それがもつ力は絶大である。被治者である国民は、政府の命令にしたがうよう強いられている。

ひとがこの世で安全な生活を営み、他者と共存してゆくためには、社会において一定の統制が必要である。が、それを強いるのは国家の法律であり、国民はその権力にしたがわねばならない。大衆の意思によらない国家権力の乱用や強要は、ときに民衆の反発と抵抗をまねく。近年における各国の事例がそれを如実にしめている。たとえば、香港やタイ、ミャンマーの大規模な民主化運動がそれである。強大な権力をもつ政府が、多数の弱いたちばの人間を管理しているのが国家である。国家の統治体制の基礎をなすものは憲法であるが、明治期のわが国の君権国家のばあいのように、国民の意思——総意が反映されず、それが密室において天皇とその側近によって立案され、こっそり進行し、制定された。できあがった欽定憲法は、国民不在のさいたるものであった。

この地球上にあらわれた国家の多くは、はじめは皆、君主が権力をもつ君主国家であり、君権が力をうしない後退し、崩壊したとき、共産主義や社会主義の国、あるいは民主共和国（間接民主制の国家）が生まれる。

ひとははじめ「国家」という概念をもたなかった。国家という概念が生まれたのは、十六世紀以降のことらしい。⁽²⁾ こんにち国家を現わす語として、

State (英)
ステイト
Staat (独)
シュタート
Etat (仏)
エタ
Stato (伊)
スタト

注・これらの語は、いずれもラテン語の status^{ステータス} から派生してできたものである。

という語がある。ラテン語の status は姿勢や立場、政治形態、よい状態、安定などを意味する語であるという (Félix Gaffiot 編 Dictionnaire Abregé Latin Français illustré, Librairie Hachette, 1970, p. 608)。

いま国家という概念のいみするもの、その誕生を古代と近代において瞥見してみよう。まずはギリシャのばあいを見てみると、プラトン（前四

二七〇三四七、ギリシャの哲学者。ソクラテスにまなぶ。「ソクラテスの弁明」「国家」など、いずれも対話を編んだものを著わした⁽³⁾は、国家をどのように考えたのか。ギリシャやローマのばあい、こんにち的な意味での国家（統一国家）ではなく、都市国家（各都市が政治的に独立してつくられた国家）であった。

かれは国家を個人の拡大されたものとみた。最上の国家とは、個人の状態に近づくもの。人間の徳がもっとも高度に現われたものとみた⁽³⁾。国家の構成員は、農民——手工業者——軍人——統治者である。国家を統治する者は、賢者（哲学者）であるとし、勇気がある者は戦士（軍人）となることを理想とした。哲学者が統治者になったとき、はじめて理想の国家が成立すると説いた。

アリストテレス（前三八四〇三二二）、ギリシャの哲学者。若くしてアテネに出て、二〇年間プラトンにまなび、のち学園をひらく⁽⁴⁾は、国家を人間の産物とみた。国家は、ひとが幸福な生活をいとむためにあると考えた。かれはひとに法律にもとづく暮らしを国家に求めるよう説いた。ひと（個人）は国家をはなれては、安全も自由もないと考えた。

つぎにローマ共和国のばあいである。キケロ（前一〇六〇四三）、ローマの政治家・雄弁家・著述家。騎士階級の出身。のち殺害された⁽⁵⁾は、生前、財務官・法務官・執政官・植民地総督を歴任した。他人の非道や陰謀を弾劾し、名声をえたが、本人は汚職とは無縁でなく、不正をおこなった。キリキア総督（前五二）のとき、属州民を搾取し、一年間莫大な所得をえた。かれは国家を *res publica*（人の集まり、共同体、社会の意）とみた。国家を個人になぞらえた⁽⁶⁾。首長とは、肉体を支配する精神とみなした。ローマ人にとって国家とは、人民の組織であった。法律の源は、人民の意志であると考えた。

ヨーロッパにおける国家の起源について考えたばあい、そのまことの生成過程はかならずしも明確でないが、およそつぎのようなみちすじを取ったものと考えられている。

国家が形成されるまえ、部族に祭をつかさどる祭司というものがおり、その者が他の部族との闘争のとき、指揮をとり、やがて君主の地位にいた。このことは日本の皇室の起源とよくにている。つまり欧州においては、族長的な支配者が原始国家の首長であった。

ブルンチュリ（一八〇八〇八一）、スイスの法学者・政治家。『一般国法論（二巻）』（一八五二〜五二年）を著わした⁽⁷⁾の国家観では、組織化された国民全体が、国家であった。オープンハイマー（一八六四〜一九四三）、ドイツの経済学者・社会学者。ユダヤ系のため、ナチスの迫害をうけ、

アメリカに亡命)の説によると、国家とは政治的手段をもつ組織のことである。⁽⁸⁾ 原始時代の狩猟民族は、国をもたなかった。かれらは無政府状態のなかでくらし、富の差、社会的地位の差はなく、みな同等の権利をもっていた。⁽⁹⁾ 牧畜民族は農耕民族を征服した。土地に愛着をもつ農夫は、征服者に服従し、みつきものを差しだした。これが旧世界における国家の起源という。⁽¹⁰⁾

ケルゼン(一八八一―一九七三、プラハ生れのオーストリアの法学者。ユダヤ系のためナチスの迫害をうけアメリカに亡命)は、国家すなわち法であると説いた。権力的、支配服従の階級関係が生まれてはじめて、国家が成立すると考えた。

さいごにマルクス主義的国家観にすこしふれてみよう。マルクスやエンゲルスの考えによると、原始時代の社会には、国家というものはなかった。世界の本質は物質であった(唯物論)。社会における物質的生産力が一定の発展段階にいたると、生産手段をもち、ひとを支配する階級(資本家)が生まれる。国家とはなにか。国家とは支配階級が被治者を抑制する(押さえる)機関である。国家(階級国家)は本質において、経済的支配をおこなうものであり、その構成員である国民の福祉のために存在せず、支配階級のためにある。⁽¹¹⁾

資本家階級(ブルジョア)は、労働者階級(プロレタリアート)を搾取している。すべての社会の歴史は、階級闘争(経済的、政治的利害を異にする階級間の抗争)である。

一 中央集権的国家へのあゆみ

さて本稿の中心的テーマは、不敬罪の綱にかかった人々の事件簿について語ることである。この法律は治安維持法とならんで天下第一の悪法であったといえる。天皇とその側近らによってつくられた大日本帝国憲法は、天皇の命によって制定された、いわゆる欽定憲法である。が、その意味たるや、絶対専制主義——中央集権的国家をめざす為政者にとって、はなはだ都合のよい、政府の権限のつよいものであった。ことに天皇制(天皇が君主となっている統治体制)は、国内を抑圧し、外国を侵略することをあたかも正当化する、もっとも有力な政治的武器であった。⁽¹²⁾

わが国の支配層は、天皇制や旧憲法を尊びうやまうべきものと考え、国内においては民主主義、社会改革の運動をおさえ、対外的には列強の帝国主義の片棒をかつぎ、国外侵略の手段とした。

幕府の体制が崩壊し、明治新政権が発足するまで、わが国は史上まれにみる激動期であった。いまその政治的社会的変革の過程——旧憲法がつくられるまでの歴史的経路をすこし振り返ってみよう。

幕府の命運がってきたのは、慶応三年（一八六七）のことである。幕末の志士・坂本龍馬（一八三五〜六七、のち京都近江屋で中岡慎太郎とともに暗殺された）は、同年六月、長崎から大阪への船中において、土佐藩の後藤象二郎に、公議政体樹立のための八策をしめした。いわゆる「船中八策」（大政奉還、上下議政局の設置、人材登用・官制改革など）がそれである。

船中八策は、公議政体を説いたもの、いわば——会議論であった。この『会議論』（わが国の制度や法律のすべてを京都の公議所（堂）——『政府の世話場』⁽¹³⁾）いまでいう国会でできる考え）は、のちに土佐藩から幕府に上奏された。が、だれの発案によるものであったのか。それは坂本や後藤が考えだしたことはなかった。船中八策の具体案を案出した者がいたようだ。建白の根源は、当時長崎で西洋医学を学んでいた高知城下朝倉町の漢方医・今井順清が考えたものであったという。

この者は勤王家であり、長崎で坂本と往来していた。話のなかに卓見があり、坂本も大いに感心し、その話を基礎に例の八策をつくった。
（佐々木老候昔）
（日談）

土佐の会議論は、慶応三年十月三日（一八六七・一〇・二九）山内容堂より老中・板倉勝静（一八二三〜八九、備中「岡山県」松山藩主、箱館戦争に参加。維新後、東照宮祠官「かんぬし」）を通じて、慶喜に上申された。ほかに坂本や後藤の会議論に原動力をあたえたものは、イギリス公使館員のアーネスト・サトウの発言であった。

慶応三年七月——長崎で英艦「イカルス号」のイギリス人水夫二名が丸山において何者かに暗殺される事件がおこり、その下手人は土佐藩士とのうわさが立った。英公使パークスとサトウは、同年八月みずから英艦にのり、談判のために土佐をおとずれ、容堂や後藤と会った。その折、兩人よりイギリスの議会や選挙制度について質問が出た。が、かれらの頭にはすでにグレート・ブリテン国の憲法の観念に似たものが入っており、しかも心中ふかく根をおろしていることは明らかであったという（サトウの手記）。このように幕末に政治制度を大改革する一助に、イギリスの議会制度——立憲政治制度をわが国に移入し、応用しようといった熱烈な欲望をもつ者がいたのである（浅井 清著『明治立憲思想史に於ける英国議会制度の影響』巖松堂書店、昭和10・2を参照）。

坂本と後藤は上京すると、西郷隆盛や大久保利通と会見し、公議政体樹立の盟約をむすんだ。土佐藩主・山内豊信（一八二七〜七二、号は容堂）は、薩長の武力討幕を察知し、後藤象二郎をして將軍・徳川慶喜に政権返上を勧告させ、慶喜もそれを受け入れた。

慶喜は、新政権において閣僚のひとりになるはずであった。が、いつの間にかはしごをはずされ、員外に置かれた。そればかりかほどなく朝敵とされた。慶応三年十月十四日（一八六七・一一・九）慶喜は朝廷に政権奉還を願いで、翌日それが許された。ここに家康以来二七〇余年つづいた江戸幕府はあっけなく滅亡した。

慶喜の奏聞（臣下が天子に意見や事情を上奏する文）は、つぎのような内容であった。

臣慶喜は、皇国の沿革を考えたとき、保元、平治の乱のあと政権が武門にうつり、さらに祖宗（初代の君主）にいたり、君寵をうけ、二百有余年にわたり、子孫が政権を担当してまいりました。臣としてその職を奉じてまいりましたが、政治がおもうように行かぬことが多々あり、こんにちの形勢に至りました。つまるところ不徳のいたすところ、ざんきに堪えません。

ましてこんにちのように外国との交際がさかんになった以上、朝権（朝廷の権力）を一つにししないと、国政が立ちいたらなくなりました。そこで、

従来ノ旧習ヲ改メ、政権ヲ 朝廷ニ奉還シ、広ク天下ノ公議ヲ尽シ 聖断ヲ仰キ、同心協力共ニ皇国ヲ保護 仕 候へハ、必ス海外万国ト可並立候。慶喜国家ニ所尽是ニ不過ト奉 存 候。

《大意》

これまでのならわしを改め、政権を朝廷にお返しし、ひろく皆で話し合い、天皇のご判断をおおぎ、心を一つにし協力しあって皇国の護持につとめれば、きつと諸外国とも肩をならべてやってゆけるはずです。臣慶喜が国家のお役にたてるのはこれ以外にありません。

慶喜の政権返上の申し出にたいして、朝廷は翌十五日はやくもそれを許可するのだが、この日、朝廷は慶喜を召しよせると、政権奉還の奉聞を裁可した。¹⁵⁾その沙汰書の意識したものの大意は、つぎのようなものである。

祖宗以来、政権を武門に依嘱してきたが、目下の国内の情勢を考えると、建白の趣旨はもっともであるので、お聞きとどけになった。天下の心を一つにし、皇国をまもり、天子の心を安んじよう通達をだして欲しい。大事件や外国の件は、朝廷であつかい、衆議をつくすこととする。それまでは支配地、市中の取りしまりは、これまで通りとし、のちほど布達を出して欲しい。

注・『明治政史 第一冊』富山房発兌、明治25・6。なお、これは『明治文化全集 第2巻』日本評論社、昭和3・5に収録されている。

しかし、この政変劇のうらでは、薩長二藩と朝廷を中心にすでに王政復古のクーデターがすすんでおり、幕府ならびに会津・桑名両藩を誅罰（罪をせめ、打ち殺す）する密勅がくだっていた。慶応三年十二月九日（一八六八・一・三）『王政復古』の大号令がだされた。その中味は、摂政（天皇に代わって政治をおこなう）——関白——將軍を廃し、總裁（皇族）——議定（親王、公卿、諸侯）——参与（公卿、諸侯、諸藩の代表）の三職をもうけ、神武の創業にもどすものであった。

同夜の御前会議（小御所会議）は、岩倉具視を中心とする薩長の武力討幕派がおさえ、『公議政体論』（列侯会議）は宙にまよい、慶喜に辞官納地を命じることに決した。

王政復古とともに設けられた最初の官制（行政機関）——三職については、左記の皇族や下級公卿・藩士らであった。

總裁（一名）……………有栖川宮熾仁親王（一八三五〜九五、幕末・維期の皇族。維新後、兵部卿、参謀総長を歴任）

議定（空席か）

参与……………公卿の岩倉具視のほか、西郷隆盛・大久保利通・後藤象二郎らが就任した。

三職はのち太政官制（明治政府が政治をおこなう最高機関）にかわり、その下に二官〔神祇官、太政官〕、民部・大蔵・兵部・刑部・宮内・外務省など六省をもうけた。明治十八年（一八八五）に廃止となり、内閣制度にかわった。

ぜい弱な基盤をもつ新政府は、中央集権的な国家の樹立をめざして、つぎつぎと改革に手をそめ、藩籍奉還（領地と領民を政府に差し出す）、廃藩置県を布達するにいたり、一応中央集権制は確立した。

明治四年（一八七二）十一月——維新革命の立て役者・岩倉具視や大久保らは欧米視察に旅立ち、その留守ちゅうの明治六年（一八七三）征韓論（韓国の国交回復拒絶や鎖国政策にたいする武力討伐論）がおこったが、同年帰国した岩倉らの内治急務論と対立し、武力行使派（西郷、板垣、後藤、副島、江藤ら）の各参議は下野した。明治七年（一八七四）一月、征韓論にやぶれた板垣らの一派は、『民選議院設立建白』を左院（太政



有栖川宮熾仁親王

関)がもうけられ、華族・官僚からえらばれた議官(委員)が憲法制定の準備にあたることになった。

二 帝国憲法制定の準備

明治九年(一八七六)九月——明治帝(一八五二—一九一二)は、当時元老院議長であった有栖川宮熾仁親王を赤坂御所に召しだし、憲法制定に関する詔(詔勅——天子の命令)をつたえた。すなわち、——

朕茲ニ建国ノ体ニ基キ、広ク海外各国ノ成法ヲ斟酌シ、以テ国憲ヲ定メントス、汝等ソレ宜シク之ガ草案ヲ起創シ、以テ聞セヨ、朕將ニ選ハントス

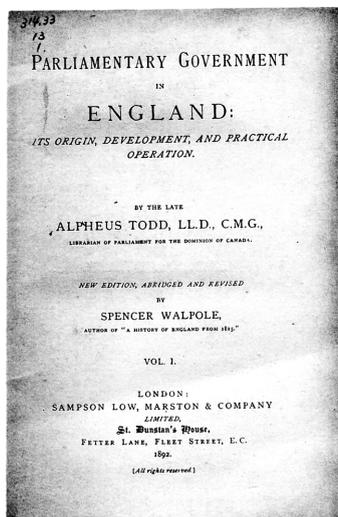
《大意》

われは建国の形態にもとづき、ひろく世界各国の法律を参考にし、憲法を制定しようとする。なんじらはほどよく起草し、それを奏上せよ。われはこれより国憲を定める。

このときまだ「憲法」ということがなかったらしい。「憲法」という文字をはじめて使ったのは伊藤博文であり、それまでは「国憲々々」といっていた(金子堅太郎「帝国憲法の制定せらるゝまで」)。

明治帝は、有栖川宮に憲法制定を下達したとき、一冊の英書をさげわたした。それは——

官内に設置された立法上の諮問機関)に提出し、少数派による独裁政治を廃し、議会の設立をもとめた。これはわが国の自由民権運動の契機となった。が、このとき内閣に動揺が生じたらしい。⁽¹⁶⁾佐賀の乱のあと、板垣退助・木戸孝允らは、台湾への出兵問題で政権側の大久保一派と対立し下野した。明治八年(一八七五)一月、大阪において大久保と板垣・木戸らが会談し、立憲政体(憲法をさだめ、議会を通して、国民を国政に参画させる)へ漸次移行ということで妥協が成立した。大阪会議の結果、左院を廃し新たに元老院(政府、大審院とならぶ三権分立を確立するための機



アルフェアス・トッドの『イギリスの議会政治』のあと版（1892年刊）の表紙。

アルフヒヤス・トッドの著書「*Parliamentary Government in England*」

であった。この本は、のちに尾崎行雄が訳し、『英国議員政治』と名づけて出版し、世の中に販売せられた。

明治帝は、この本のことを誰から聞き、どこから入手したのか。そのことについてはわかっていない。おそらく側近のだけかが献上したものであろう。著者はカナダの図書館員で政治史家のアルフェアス・トッド（一八二一〜一八四）である。トッドはロンドンで生まれ、一八三三年（天保4）家族とともに上カナダのヨーク（現オンタリオ州の州都トロント）に移住した。かれはとくに学校教育をうけずにおわった。が、立法府の図書館に助手として勤務のかたわら、独学によってイギリスの議会制度の勉強をはじめ、一八六七年から六九年にかけて、『*On Parliamentary Government in England: Its origin, development, and practical operation*』（『イギリスの議会政治』二巻）を刊行した。

明治帝が下付したのは、おそらく同書の上巻のほうであろう。ここで天子の修学についてすこしふれてみたい。王侯貴族は学舎でまなぶことなく、多くは侍講から個人教授をうけるばあいが多かった。

三 明治帝と政治学

維新革命にさいして、薩長の下級武士のある者は、いちやく廟堂（びやうどう）（朝廷）の人となった。が、かれらのいちばんの気がかりは、天皇の人性——英明な君主か、それとも暗君かということであった。陪臣（またもの）として拜謁した者の印象では、天皇の容貌はあさ黒いほう。声は大きく、男前は十人なみであった。問題は国をおさめてゆく器量があるかどうかということであった。

ひとは相手と会い、すこし会話をすれば、あるていどその人となりわかる。すなわち、賢愚はすぐ直観できるのである。しかし、廷臣ともなると、天子の人物評価について、きたんのない意見はいえず、あたりさわりのないことをいってすませしてしまう。が、明治帝は偶人（くじん）（人形）とは異なり、英明な君主であったようだ。和漢洋のけいごや侍従との会談にも、すこぶる熱心であったらしい。



明治天皇

明治帝（五歳）への進講がはじまったのは、安政三年（一八五六）からのようだ。五歳から十歳までの間、師傅（お守り役）よりつぎのような科目をまなんだ。

〔修学年歳〕

安政三年（一八五六）〜文久元年

（二八六一）

（五歳〜十歳）

〔科目〕

習字（宸翰流）

和歌（かっこうや秋月をテー

マとするもの）

〔教師〕

有栖川宮

〃

三条西季知卿、のち近衛、飛鳥井、冷泉の諸公卿がおしえた。

〔教育施設〕

中山大納言忠能邸内に新築

した親王御殿

慶応三年（一八六七）踐祚（即位）

（十六歳）

漢学（籍）（論語や孟子、い

わゆる四書五経）

八条隆祐、伏原宣諭、桑原維政、高辻修長

明治元年（一八六八）〜同三年

（二八七〇）

（十七歳〜二十歳）

和書 詩経

資治通鑑

中山忠能

中沼六位

秋月右京亮

秋月右京亮

中沼六位

平田六位

福羽五位

大学

国史



侍講 加藤弘之

明治四年（一八七二）は、廃藩置縣となり、中央集権制が確立された年であるが、宮中においては牛乳や牛肉を口にするようになった。この年はそれまでの和漢書に加えて、西洋の訳書——サミュエル・スマイルズ著 *Self-Help*（「自助論」を中村正直「敬字」が翻訳した『西国立志編』「十一冊」）——が新たにカリキュラムに加わった。福羽や元田がこの本を進講し、のちに加藤弘之に代わった。

『西国立志編』の講義は、八ヶ月ほどひんばんに行われたのであるが、「国史論纂」『西国立志編』の進講のほか、外国語（ドイツ語）がはじまり、休日のほか毎日その授業があった。講師は加藤弘之である。加藤のドイツ語はオランダ語から入ったものであり、まったくの独学であった。けれどドイツ文で書かれた専門書がよめた。

注・「太政官日誌」明治己巳（明治2）第四十二号。

〔明治大帝御一代記〕ちゅうの「三 御生立の事（その二）」六 御講書始の事「七 御踐祚の事」〔新日本 明治聖代号〕第2巻第9号所収、大正元・9）、〔御幼時の進講〕〔太陽 明治聖天子〕第18巻第13号所収、大正元・9）よりまとめたもの。

ドイツ語

加藤弘之（一八三六〜一九一六、元蕃書調所の教官。明治期の啓蒙的官僚学者）

和漢洋書

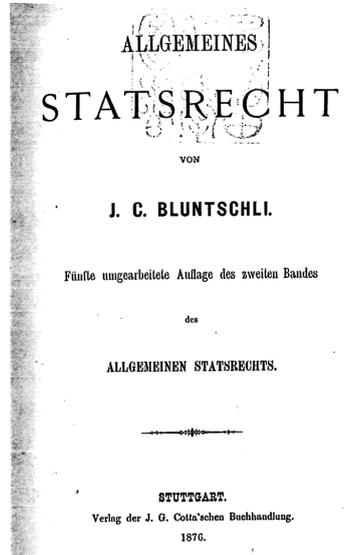
十八史略、古事記、日本書紀、西国立

秋月種樹（一八三三〜一九〇四、元將軍侍読、若年寄）
福羽美静（一八三二〜一九〇七、幕末・明治期の国学者）

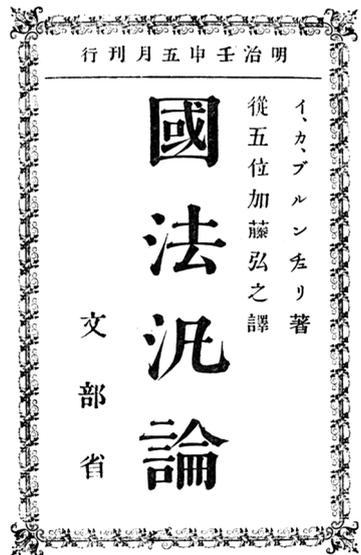
志編、国法汎論他

元田永孚（一八一八〜九一、幕末・明治前期の漢学者）

元田永孚（一八一八〜九一、幕末・明治前期の漢学者）



ブルンチュリの『一般国法学（国法汎論）』1876年刊のとびら。



加藤弘之訳『国法汎論』明治5年5月

加藤が侍読（天皇の教師）となったのは、明治三年（一八七〇）であり、ときに明治帝は十八歳であった。加藤によると、あまり専門的な話をしても相手に通じないだろうし、また天皇は政務多忙の折でもあったので、週に二、三日、ヨハン・カスパー・ブルンチュリ Johann Kaspar Bluntschli（一八〇八〜八一、スイスの法学者・政治家。『一般国法学』Allgemeines Statsrecht 二巻——一八五一〜五二を著わし、国家有機体説——国家を精神的人格としてとらえる考え——を主張）の学説を進講した。

明治五年（一八七二）五月——文部省から『国法汎論』（一般国法学のこと）が刊行されたが、その抄訳の大意を語った。すなわち、憲法史や立法・行政・司法の三権分立のこと、市町村自治制のことなどの大略を講義した。しかし、ブルンチュリの翻訳だけを聴講しても実力がつかないから、原書による講義の議がおこったので、ドイツ語をABCから教授し、原文に入った。が、けいこちゅうに太政大臣が政治むきの指図を求めてやってくることもあり、学習が中断され、その進ちょくがおくれた。そこで木戸参議とも相談し、原書による講読を中止することにし、ふたたび抄訳を用いてやることにした（加藤弘之「余が侍読に召されし頃」『太陽臨時増刊』第18巻第13号所収、大正元・9）。

明治帝への国法学や立憲政治に関する進講は、明治三年から同八年（一八七〇〜七五）まで五カ年ほどつづき、そのほか西 周や西村茂樹からも英仏諸国のそれらについて講義をうけた。明治九年（一八七六）九月には、憲法制定の詔（天子の命令）が出され、

柳原前光（二八五〇～九四、明治前期の公卿・外交官）

福羽美静（二八三一～一九〇七、幕末・明治期の国学者）

細川潤次郎（二八三四～一九二三、明治・大正期の法律家・教育家）

中島信行（二八四六～九九、明治期の政治家。もと海援隊隊士。民権を説いた）

ら四名が、国憲の起草委員を命じられた。かれらは五カ年ほどかけて草案をつくり、明治十三年（一八八〇）十二月、元老院議長・大木喬任（一八三二～九九、元佐賀藩士）を通じて天皇に奉呈した。さらに明治帝より閣議におろされ、意見をもとめた。草案の各条項にトッドの説が入っており、イギリスの憲法色のつよいものであった。それは日本の国体、日本の歴史、日本の習慣にふさわしいものではなかった（金子堅太郎「帝国憲法の制定せらるゝまで」）。

大隈参議のかねての主張は、直ちに憲法を起草し、明治十六年に議會をひらく、といったものであった。が、首席参議の伊藤博文は時期尚早論をとなえ、両者は対立した。大隈は明治十四年（一八八一）の政変（薩長閥の陰謀）により、政府から追放された。この年の十月、明治二十三年（二八九〇）に国会を開設する詔が出された。が、憲法を制定することには一言もふれなかった。¹⁷⁾

わが国の旧憲法を制定するにさいして、もっとも深い関係をもち、明治政府の政策に影響をあたえた西洋の学者は、つぎの四人であった。

ローレンツ・フォン・シュタイン（二八一五～九〇、ドイツの社会学者・法学者。キール大、ウイーン大学教授）

者・法学者。キール大、ウイーン大学教授）

の法学者・経済学者。明治11年「一八七二」来日）

ルドルフ・フォン・グナイスト（一八一六～九五、ドイツの法学者・

アルベルト・モッセ（一八四六～一九二五、ドイツの法学者）

政治家。ベルリン大学教授、プロイセンの国家議員）

明治十五年（一八八二）五月——伊藤博文は憲法取調べのためヨーロッパにおもむき、ウィーン大学のシュタイン、ベルリン大学のグナイストに、君主権のつよいプロシア（ドイツ）憲法を、また日本公使館顧問のアルベルト・モッセから、憲法や行政法をまなんだ。しかし、伊藤がヨーロッパでえた最大の収穫は、英米の自由主義的で過激な思想に対抗するには、天皇の大権を強固なものにし、国体を維持することであった。すなわちどのような憲法を作ったらよいかの展望がひらけたのである。翌十六年八月帰国し、その後は憲法の起草にあたった。滞欧中、伊藤一行は、フランス、ベルギー、イタリヤ、イギリスなどの憲法をも研究することに努めた。⁽¹⁸⁾

同十七年（一八八四）四月、宮中に制度取調局が置かれ、伊藤を長官として憲法の起草が本格的にはじまり、外務省法律顧問ロスエルは、憲法や商法の草案の起草にたずさわった。同十九年（一八八六）には、外国人顧問にアルベルト・モッセが加わった。やがて伊藤を中心に、つぎの三名が極秘のうち、草案の作成にあたった。

井上 毅（^{いわし}一八四四〜九五、熊本藩出身。絶対主義官僚。表面には出ない、陰の作者）

伊東 巳代治（^{みよじ}一八五七〜一九三四、長崎の町年寄の子。明治から昭和期の官僚政治家。伊藤にその才幹をみとめられ、のち秘書官となった。第三次伊藤内閣の農商務相）

金子 堅太郎（^{けんたろう}一八五三〜一九四二、福岡藩出身。明治四年（一八七二）藩主にしがい渡米、ハーバード大学で法律をまなぶ。明治二十一年「一八八八」帰国、大学予備門講師、元老院大書記官をへて制度取調局に入り、憲法起草に参画。のち枢密顧問官）

密室においてひそかに作られた憲法草案を会議で話しあってきめることになり、明治二十一年（一八八八）四月には枢密院（天皇の諮問にこたえる合議組織）が設置された。伊藤が初代議長となり、審議をおこない、ここに大日本帝国憲法が完成した。

翌二十二年（一八八九）二月、それが発布され、明治二十三年（一八九〇）帝国議會をひらき、これを実施した。⁽¹⁹⁾

四 新政府による刑法編纂 ボアソナードの起筆に

よる不敬罪の条文

大政を奉還して五日目の慶応三年十月十九日（一八六七・一一・一四）、慶喜は「刑法ノ儀」について朝廷にうかがいを立てた。刑法に関しては、諸侯が上京したときに取りきめればよいとしても、それまでは従来どおりのままでよろしきや、といったものである。それに対して、朝廷の返事は、諸大名を召集し、規則ができるまで、従来そのままよいとした。江戸幕府の法典としては、「公事方御定書」（寛保二年「一七四二」の成立。八代將軍吉宗の命により、寺社・町・勘定三奉行が編んだ上「81条」下「103条」からなる法令）があり、諸藩にもそれぞれ独自の刑法があった。

新政府は治安を維持するうえから、刑法の制定を重視し、つぎのような法令を早々につくった。
刑法では――

注・「新律綱領」には、「上諭」

仮刑律*

明治元年（一八六八）

（天皇の裁可をしめす文）がついている。それによると、朕は刑部

新律綱領**

明治三年（一八七〇）

（のちの司法省）に律書（律令）の改撰（つくり直し）を命じたところがある。

刑部省（のちの司法省）で作成。同年十二月頒布された。

全六卷、提出されたので、諸臣と審議した。が、いまより頒布するとある。内外の有司（役人）は、これをよく遵守せよ（よくまもれ）とある（明治3・12）。

新政府によって作られた最初の刑法典。六卷からなる。

新政府が江戸時代の裁判記録や養老律令（養老二年「七一八」に、藤原不比等らが大宝律令を改修して編んだ律10卷、令10卷からなる）、唐律、明律、御定書百箇条（公事方御定書の下巻をいう）、肥後藩の刑法草書などを参考にして作成した刑法典。五卷一九二条からなり、明治十五年（一八八二）の旧刑法の施行までおこなわれた。

「改定律令」にも「上諭」がつ

改定律例***

明治六年（一八七三）

いている。朕はさきに国憲にもと

六月頒布。

づき、各国の法律を参考とし、法を改正するよう司法省に命じた。

が、その編さんがなったので、内閣の諸臣と審議した。

いまそれもおわり、これを頒布する。なんじ臣僚（役人）は、これをよく遵守せよとある（明治6・5）。

* 刑律とは、刑罰に関するきまりの意。

** 新律とは、あらたに制定された法律の意。

*** 律例とは、刑法、法規の意。

わが国の刑法史上、不敬罪をふくむ皇室にたいする罪を条文によってはっきり示したものは、明治十五年（一八八二）一月より実施された旧刑法が最初である。「新律綱領」は、中国法系の色彩の濃いものであり、「八虐」（最もおもい八種の罪——謀反・謀大逆・謀叛・悪逆・不道・大不敬・不孝・不義など）の制を採用しなかったが、草案の段階で「賊盜律」のなかに、謀反・大逆（君主や父を殺す行為）のくだりが含まれていた。参議・副島種臣（一八二八〜一九〇五、元佐賀藩士。幕末・明治期の政治家。のち枢密顧問官）は、草案のなかに、謀反や大逆のくだりがあるのを発見し、大いにいきどおり、大声でつぎのように委員らをしかりつけ、けずることを命じた。

——国体が万国よりもすぐれ、皇室が連綿としてつづいているわが国には、むかしから社稷（国君）をあなどる者はいない。このようなよくない条規は、まったく不必要である。すみやかに削除せよ。

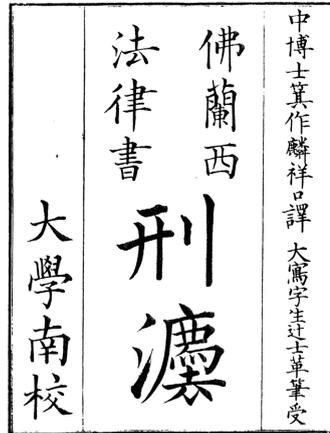
よって委員らは、その「不祥の条規（よくない条文）を草案より取りのぞいた。

「改定律例」にも、謀反や大逆の罪に関する条文はのせられなかった（穂積陳重著『法窓夜話』有斐閣、大正5・1）。が、のちにボアソナード（一八二五〜一九一〇、フランスの法学者。パリ大教授。明治六年「一八七三」日本政府のお雇いとして来日）が立案した「日本刑法草案」（明治

十年「一八七七」には、「天皇の身体にたいする罪」の章がもうけられた。

「新律綱領」の草案が完成したのは明治三年（一八七〇）のことだが、同年六月ごろ、箕作麟祥（二八四六〜九七、明治期の啓蒙的官僚学者。著書調所をへて新政府に招かれ、訳官・調査員となり、欧米の諸法典の翻訳編纂に従事。のち元老院議官）は、「佛蘭西法律書 刑瀆」と題する訳書（上下二冊、和とじ本）を刊行した。

明治 庚午 夏 刊 行



仏皇帝にたいする不敬罪を収める訳本。明治3年（1870）刊。

*瀆は法の古字。

とびらに「明治庚午夏刊行」とあるから、明治三年（一八七〇）——陰暦の六月ごろ出版されたものであろう。奥付はついていない。客歳（昨年）の冬、フランスの法律中にある刑法の一部を訳す、よ、命をうけ、しごとにはげんだという（「凡例」）。

原著者、原書名も不明である。が、箕作がフランス語から口訳したものを写字生が筆記し、それを版木に刻ませたものである。

同書の下巻（刑法二）——第三篇第一卷 第一章 第二款 第一節五——に、皇帝および皇族などに対する暴行および陰謀のくだりがある。すなわち——

皇族ノ生命ニ対シタル暴行ハ 死刑ヲ以テ罰ス可シ

皇族ノ身体へ対シタル暴行ハ 城塞（しろ、とりで）中へ謫スル（とじこめる）流刑ヲ以テ罰ス可シ

皇帝ノ身体へ対シ 公然ニ行ヒタル諸般ノ不敬ハ 六月ヨリ少カラス 五年ヨリ多カラサル時間禁錮ノ刑ニ処シ 且五「フランク」*
*一フランクは我が十二文に相当す

ヨリ少カラス 一万「フランク」ヨリ多カラサル罰金ヲ以テ罰ス可シ

皇族ニ対シ公然ニ行ヒタル諸般ノ不敬ハ 一月ヨリ少カラス 三年ヨリ多カラサル時間禁錮ノ刑ニ処シ 且百「フランク」ヨリ 少カラス五千「フランク」ヨリ多カラサル罰金ヲ以テ罰ス可シ

五〜六頁より引用。

* 六ヶ月の意。

** フランスの貨幣単位「フラン、franc」のこと。

これなどは、フランスの刑法中にみられる不敬の条項をわが国に紹介したもともとも古い記述のひとつである。

わが国における不敬罪の原案をつくったのは、フランス人のボアソナードであり、「日本帝国のための刑法草案」プロジェクトコードペナルブルー「l'Empire du Japon」ランペールデュジャポンがそれである。はじめてこの草案が姿をみせたのは、明治十年（一八七七）のことであった。

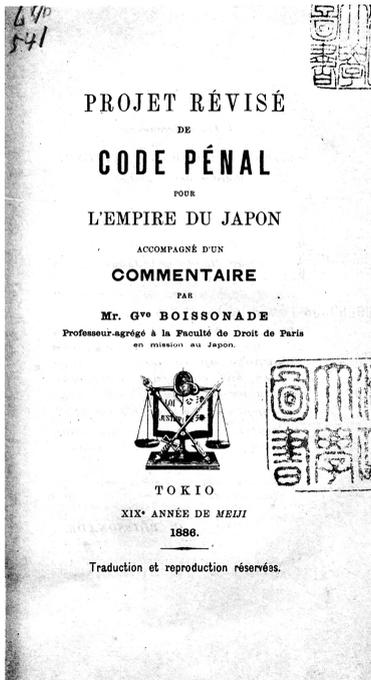
第三百三十二条

天皇皇后皇太子ニ対シ 其面前ニ於テ 公ケニ「オッフアンス」1 無礼「アンジユール」2 上同「ウートラージ」3 上同ノ罪ヲ犯セル者ハ 三月以上 五年以下ノ重禁錮并ニ二十円以上 二百円以下ノ罰金ニ処ス

其面前ニ非スシテ 出版或ハ其他ノ公告手段ヲ用井該罪ヲ犯セル者ハ 二月以上 二年以下ノ重禁錮并十円以上百円以下ノ罰金ニ処ス



『ボアソナード氏起稿 翻訳 校正 刑法草案註解』の表紙。国立国会図書館蔵。



『日本帝国のための刑法改善草案 ボアソナード氏による解説付』（明治19年司法省刊）のとびら。法政大学図書館蔵。

その邦訳が『ボアソナード氏起稿 翻訳 校正 刑法草案註解』（司法省刊）である。ボアソナードの草案は、当時の司法省において校訂修正をくわえ、五年後の明治十五年（一八八二）一月——不敬罪をふくむ皇室にたいする罪が明文化された。そしてさらにその四年後の明治十九年（一八八六）——国文社よりフランス語による校訂修正版が公刊された。Project révisé de Code Pénal pour l'Empire du Japon accompagné d'un Commentaire par Mr. G. Boissonade, Tokio XIX^e Année de Meiji 1886（『日本帝国のための刑法改訂草案 ボアソナード氏による解説付』）がそれである。その第二編「公益ニ関スル重罪及ヒ軽罪」の冒頭に、「天皇陛下等ノ身体ニ対

- (注)
- 1 オファンス offense (仏)
（元首に対する）侮辱罪
 - 2 アンジュール injure (仏) 侮辱
 - 3 ウトラージュ outrage (仏) 侮辱
侮辱罪

注・「刑法草案註解

自第壹 至第七」より。

スル重罪及ヒ輕罪 Des crimes et délits contre la personne de leurs Majestés Impériales] とつて一章をもうけた。

Art. 131. Tout crime ou délit commis contre la personne de l'Empereur du Japon, de l'Impératrice, de l'Impératrice-mère ou du Prince impérial, héritier présomptif du trône, sera puni comme si le même crime ou le même délit avait été commis par un descendant contre la personne de son ascendant, conformément au Livre III^e, Chapitre 1^{er}, Section 13^e, [sous les modifications qui suivent :]

第三百一十一條 日本ノ天皇皇后皇太后皇太子即チ當然帝位ヲ承繼シ給フヘキ人ノ身體ニ對シテ犯シタル總テノ重罪又ハ輕罪ハ左ニ掲クル變更ヲ以テ第三篇第一章第十三節ニ循ヒ卑族親其尊族親ニ對シテ犯シタル重罪又ハ輕罪ト同一ニ罰セラル可レ

第一三二条は、天皇や皇后、皇太子らの面前における公然なる不敬行為や、印刷物や演説において侮辱したときの罪を規定したものであり、つぎのようである。

132. L'offense, l'injure, l'outrage, commis publiquement contre Leurs Majestés Impériales ou contre le Prince héritier présomptif, et en leur présence, seront punis d'un emprisonnement avec travail de 3 mois à 5 ans et d'une amende de 10 à 200 *yens*.

Si les même délits ont été commis publiquement, hors de la présence de Leurs Majestés ou Altesses impériales, par la voie de la presse, par des discours [ou autrement], la peine sera un emprisonnement avec travail de 2 mois à 2 ans et une amende de 5 à 100 *yens*.

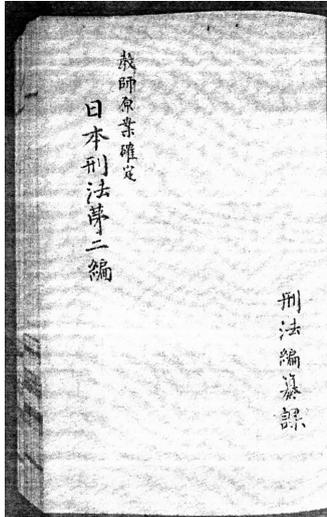
第三百三十二條 天皇陛下等及ヒ皇太子ニ對シ且其御坐前ニ於テ公然不敬無禮、侮辱ヲ加ヘタルハ二月以上五年以下ノ重禁錮及ヒ十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處セラル可シ
若シ右ノ輕罪ヲ印刷演說ノ手段ヲ以テ(又ハ其他ノ手段ヲ以テ)公

然天皇陛下等又ハ皇太子ノ御坐前外ニ於テ犯シタルハ二月以上二年以下ノ重禁錮及ヒ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處セラル可シ(刑
第百十七條○草野○佛刑第八十六條第四項)

この明治十九年版の草案を訳したのは、森 順正よしまさである。森はポアソナードの門人であり、東京法学社(法大の前身)において、ポアソナードのフランス語による講義を通訳した。

なおポアソナードの草案には、異本(文章や内容にちがいがあある同種のもの)が、いくつもある。たとえば、幕末・明治前期の法学者・鶴田つるた皓あきら(一八三四〜八八)旧蔵の写本(四冊)もそのうちの一つである。これは現在早大中央図書館の貴重本。鶴田はもと佐賀藩士。江戸において安積良斎あさかこうさい、羽倉簡堂はるかかんどうについて儒学をまなび、のち戊辰戦争ぼしんに参加。維新後、大学少助教、刑部少判事となり、「新律綱領」「改定律令」の撰定にあたった。明治政府の刑法体系の基礎をきずいた人物とされる。

つぎのような表紙がついた鶴田の写本(27 cm×23 cm)は、司法省の用箋に毛筆でしたためたものである。



ボアソナードの刑法原案の（確定稿）。早大貴重書。



ボアソナードとともに刑法草案の作成に尽力した鶴田 皓。

初案確定

刑法編纂課

1465

教師原案確定

日本刑法第一編

“初案確定”（朱書）とは、ボアソナードの刑法原案が決まったということである。“教師”とは、ボアソナードのことである。不敬行為の点で重要なのは、「第二編 公ケナル事ニ対スル重罪及ヒ軽罪」の章である。

第一条 日本 天皇皇后及ヒ皇太子ノ身体ニ対シタル重罪又ハ軽罪ハ 卑属ノ親其尊属ノ身体ニ対シタル重罪又ハ軽罪ニ同シ

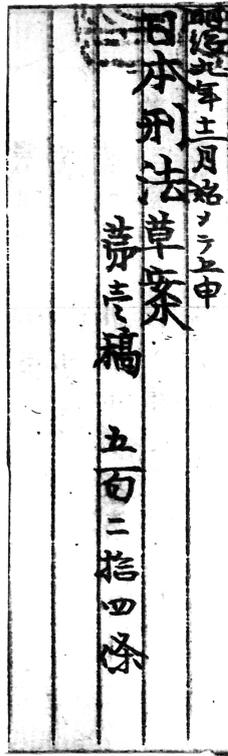
*のちの世代の血族。

**父母、祖父母などの血族。

第八條 公然直ニ 天皇皇后皇太子ニ対シ為シタル不敬ノ罪ハ 三月ヨリ五年ニ至ル重禁錮並ニ五円ヨリ五百円ニ至ル罰金ニ処ス
 天皇 皇后 皇太子ノ目前ニアラスト魚モ 刊行又ハ公然演説又ハ言語ヲ以テ犯シタル不敬ノ罪ハ 三月ヨリ五年ニ至ル輕禁錮並ニ五円ヨリ五百円ニ至ル罰金ニ処ス

* 雖の俗字が虫である。

ポアソナードの確定案などは、その後何度も修正されるのであるが、この史料はいつごろ成立したものか。おそらく明治十年前後であろう。もう一つ早大中央図書館の貴重本(写本)に、『日本刑法草案 第一稿 上』という史料がある。須多織之助(不詳)の寄贈本である。見開きに



「日本刑法草案 第一稿」

明治九年十二月始メテ上申
 日本刑法草案
 第一稿 五百二拾四條

とある。目次に――

日本刑法草案卷二目録

第二編 公益ニ関スル重罪輕罪

第一章 天皇ノ身体及ヒ主權ニ対スル罪

とある。天皇および皇族にたいする身体危害罪のくだりは、つぎのようになっている。

第一百八条 天皇皇后及ヒ皇太子ノ身体ニ対シタル犯罪ハ 卑属ノ親其尊属ノ親ノ身体ニ対シテ犯シタル重罪軽罪ニ同シ

第二百二十五条 天皇皇后皇太子ニ対シ 公然直ニ不敬ノ所為アル者ハ 三月以上五年以下ノ重禁錮五円以上五百円以下ノ罰金ニ処ス
天皇皇后皇太子ノ目前ニ非スト魚毛刑行ノ文章又ハ公然ノ演説及ヒ言語ニ於テ不敬ノ所為アル者ハ 三月以上五年以下ノ軽禁錮 五円以上五百円以下ノ罰金ニ処ス

これを鶴田の寄贈稿本とくらべると、内容はほぼおなじであるが、字句に左記のような異同がみとめられる。

〔鶴田本〕

部わけ(篇)……………第二編 公ケナル事ニ対スル重罪及ヒ軽罪

第二編 公益ニ関スル重罪軽罪

〔須多本〕

条(ひとくんだりずつ)……………第一条 日本天皇皇后……………

第一百八条 天皇皇后……………

書きわけた文の意)

第八条 公然直ニ……………

ル者ハ……………

第二百二十五条 天皇皇后皇太子ニ対シ 公然直ニ不敬ノ所為アル者……………

注・傍線は引用者による。

いずれにせよ、ポアソナードの日本刑法草案は、太政官(のちの元老院)内に設けられた「刑法草案審判局」(総裁・伊藤博文、のち柳原前光)で審議にふされたのち、明治十二年(一八七九)に、太政大臣・三条実美に上進された(法大教授・吉川経夫「不敬罪の系譜と刑法改正論

議)。

この時点で、ポアソナードの原案は、不敬罪に関するかぎりすつかり書き直されたものようである。章の題名を

「皇室ニ対スル罪」

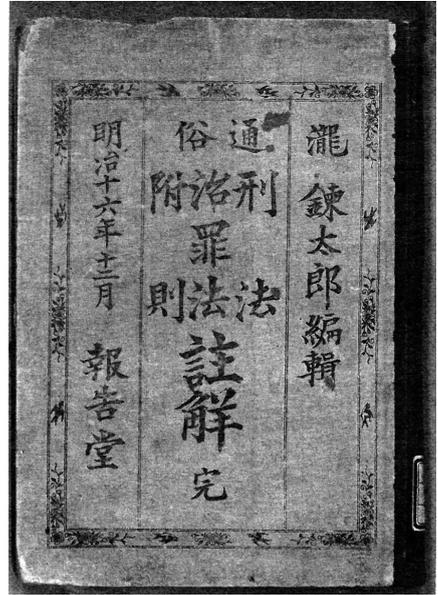
と改め、以降、昭和十五年(一九四〇)年の「改正刑法仮案」まで、たびたび修正をくわえた。

明治十二年(一八七九)の「刑法審査修正案」の第一一七条にみられる天皇、皇后、皇太子への不敬の所為にたいする刑罰は、重禁錮(室内にとどめ、外出させない)、三ヵ月以上五年以下、科料(罪科のつぐない金)として、従来五円から五〇〇円であったものが、十円以上百円以下となった。また皇族への不敬の所為にたいする刑罰は、重禁錮二ヵ月以上、四年以下、罰金五円から五〇円以下に改められた。

従来案では、天皇・皇后・皇太子の面前で、不敬行為があると、罪に問われ、その公然性(おおびらさ)が罪科の要件であった。が、それは撤廃され、さらに一般皇族にたいする不敬があらたに規定された(第一一九条)。またそれまでになかった皇陵(天皇や皇后などの墓。みささぎ「御陵、山稜」ともいう)にたいする不敬をあらたに加えた。

山稜ニ対シ不敬ノ所為アル者亦同シ(第一一七条)

刑法ができる、政府はそれを公布した(国民にひろく知らせた)。出版社はそれを発行し、市中に頒布した。たとえば、瀧鍊太郎編輯のつきのような書(19cm×12.5cm)は、明治十六年(一八八三)の刊行であるが、このなかに「皇室ニ対スル罪」のことが明記されている。



「皇室にたいする罪」を収録する刑法の註釈本。
明治16年刊。

第二編 公益二関スル重罪軽罪

第一章 皇室ニ対スル罪

の第一一六条に、天皇、皇太子および三后（太皇太后・皇太后・皇后の総称）に危害をくわえた者、あるいはくわえようとした者は死刑とある。

第一一七条 右の者に不敬の所為がある者は、三ヵ月以上、五年以下の重禁錮。罰金二〇円以上、二〇〇円以下とある。その墳墓にたいする不敬行為もおなじである。（従来、一〇円以上、一〇〇円以下だったものが、値あげとなった——引用者）。

第一一八条 皇族にたいして危害をくわえた者は死刑。また危害をくわえようとした者は無期徒刑（島に送って期限なしの懲役——引用者）とある。

注・傍点は引用者による。

上欄に註釈がついていて、天朝（朝廷）にたいして悪行をなす罪をしるすとある。わが国は外国とことなり、皇室が連綿と絶えることなくつづいている。わが皇室の安危（安全か危険か）は、日本国以上に尊うべきものであるから、第一章から掲げたという（二六頁）。

つぎの刊本も前掲書とおなじ内容を掲げている。明治十九年（二八八六）九月の刊行である。俗解とは、通俗的（だれにでもわかる）解釈

瀧鍊太郎編輯	通刑法 俗附則	明治十六年十二月
	註解 完	報告堂

の意である。



「皇室にたいする罪」を取録する刑法俗解。明治19年刊。

草野省三編輯	刑法俗解	東京書肆 白樂園上梓
	治罪法俗解	

維新とは、日本の封建制が解体され、すべてが改まり、新しくなった意である。ふつう明治維新をさすのである。が、わが国の民衆にとって、新しい時代をむかえ、なにか変わったのであろうか。じっさいは大してかわらなかつたのである。幕藩体制のころと、大差なかつたのである。統治者の頭が替わり、將軍に代わって天皇が絶対者（神）となり、それを支える廷臣・官僚らは、その政治権力を維持強化するために、きわめて特異な支配体制——天皇制絶対主義（天皇の権力をかぎりなく認めた政治形態）なるものを構築した。そして日本国を構成する約三五〇〇万の民衆は、新たな国家機構（国体）の中に押しこめられ、君民（君主の民の意か）とか臣民（臣としての人民）とよばれる国民となった。臣民とはなにか。臣とは本来、朝廷につかえる者（おみ、けらい）の意であり、天子と臣従関係にある者をいう。しかし、大君（天子）に、服従すべき地位にある者を、臣民の語をもって現わしたにすぎなかつたのである（「四 臣民の権利義務」『明治文化史 2 法制編』所収、洋々社、昭和29・8、三三二頁）。

「君民」とか「臣民」の語は、伊藤博文の『大日本帝国憲法義解』（俗に「憲法義解」とよばれるもの。明治憲法の公的註釈書。明治22・6刊。発行人は博文社、金港堂、丸善、哲学書院）の「第一章 天皇」の第一条の解説にみられるし、「第二章 臣民権利義務」の冒頭において、

(前文略) 下ニ在テハ大君(天皇の敬称) 二服從シ、自ラ視テ幸福ノ臣民トス

とある。この文章の意は、しもじものは天皇に服従し、みずから幸福な民とおもえというのであろう。明治憲法に定められた臣民の権利や自由は、天賦人權的な思想にもとづくものでなく、天皇の恩恵(めぐみ)によって与えられたものであった。臣民とは、臣下(天子につかえる者)としもじもの者(一般の民衆)のこの意と解することができる。

しかし、天朝から日本臣民にさずけられたこの身分は、雨露のめぐみと同じくらいありがたいものではなかった。維新まえの民は、強者(幕府や藩主)に従わされ、苦役を強いられ、人間あつかいされなかった。が、世の中が一新し、平民を一体化するいわゆる四民平等の世となったけれど、自由の権利をふるうことができなかった。為政者にとって、天皇と国体(政体)は、絶体かつ神聖なもの、表裏の関係にあり、それを護持するのが臣民の義務とされた。

五 不敬罪で放逐された東大教授

わが国の歴史は、いうなれば支配者の歴史でもある。が、明治以後の国史研究の流れは二つあるとされる。⁽²¹⁾

一 道学(儒学)的ないしは神道的もの。朱子学的歴史観。

二 実証的、科学的な歴史観。

問題は、「皇室の由来」や「国体」にふれるような言説をろうすると、職をうしなったり、学界から排除され、ときに司直によって訴追されたことである。終戦まで科学的かつ合理的な分析がゆるされぬ暗黒時代であった。

いま不敬罪の歴史にふみ込むまえの前史として、放逐された何人かの史家についてかんたんにふれてみよう。

重野安繹(一八二七〜一九一〇)、幕末・明治期の歴史家・漢学者。もと薩摩藩士。昌平黌にまなび、のち藩校造士館の教授。維新後、文部省に出仕。修史局「明治初期に設立された歴史編さん所。明治十年「一八七七」修史館と改められる」の編修官となり、官撰の日本歴史「大日本編年



重野安繹 修史局編修長

史)の編さんに主任として従事した。東大教授。その学風は文献にもとづく実証的、科学的な方法であった。『大日本史』(水戸藩が編んだ史書。明暦三年「一六五七」から明治三十九年「一九〇六」までかかった。全三九七巻)の本文批判をおこなった結果、また新史料が発見されたこともあって、史実の真偽、人物の実在性にうたがいをもらった。たとえば、つぎの人物がそれである。

- 一 児島高德(生没年不詳)。南北朝時代の武将。元弘の変(一二三二)のとき、後醍醐天皇方として挙兵。実在の実物かどうか疑問視された。
- 二 楠木正成(一二九四〜一三三六、南北朝時代の武将)と正行(一二三六〜四八、正成の子)との桜井駅のわかれ(「太平記」に描かれた父子の訣別の場面。戦前、修身の教科書や小学唱歌において、忠孝の典型としてとりあげられた)。
- 三 弁慶(？〜一一八九?)、号は武蔵坊。平安末、鎌倉初期の僧。
- 四 日蓮上人(一二二二〜八二、鎌倉中期の僧。日蓮宗の開祖)の鎌倉籠口における法難(斬首されようとしたが、故あって佐戸へ流罪)。

高德は、「太平記」(小島法師「生没年不詳」の作と伝えられる軍記物語、四〇巻)における架空の人物であり、作者・小島法師の名にちなんで、児島高德と名づけたのであろうと結論した。この重野説に同調したのは、おなじ編修官の皇野恒(一二八九〜一九一七、越後のひと。儒者・塩谷岩陰の門下生。維新後、上京し、太政官修史局に入り、「大日本編年史」の編さんにあたり、かたわら東大教授として国史学・漢学をおしえた)である。「太平記」の作者小島は、児島と訓読がまったくおなじであるから、高德と小島法師は同一人物であろう、と考えた。しかし、重野

と星野説は、傍証史料が発見されないことから、修史館の内部でも意見がわかれた。これが世間をさわがせた『高德抹殺論』である(「1 近代史学の前後 重野安繹の抹殺論」『嵐のなかの百年——学問弾圧小史』所収、勁草書房、昭和27・12、三九頁)。

「太平記」は、従来南朝謳歌の文献として愛読されていたが、修史館内ではその史的価値にうたがいの目をもっていた。やがて小中村清矩(一二八二〜九四、幕末・明治前期の国学者。国史、法律、制度史などを研究し、のち「古事類苑」の編さんに従事)ら一派の反対運動により、官撰の「大日本編年史」は、明治二十六年(一八九三)中止となった。

重野の同僚であった久米邦武（一八三九〜一九三一、明治期の歴史学者。もと佐賀藩士。昌平黌にまなび、のち藩校弘道館でおしえた。『米欧回覧実記』五冊を著わす。修史館で重野らと編年史編さんに従事。東大教授）は、「神道ハ祭天の古俗」と題する論文を『史学会雑誌』（第23号、明治24・12から三回分載）に発表した。のち田口卯吉は、じぶんが経営する『史海』（第八巻、明治25・1・25）にまとめて転載した。

この表題のいみは、神道（天照大神をはじめ、国家的・民族的なきそをもつ神々をまつったり、その教えを尊ぶ信仰）は、天（神）を祭る古くからの習慣だという。このような習俗は、臣民にむすびついて堅固な国体をなしたという。久米論文の趣旨は、わが国の神道は宗教ではないというものであった。それは善をみちびいたり、生にとつて利益があるものでない。神道は天界の神をまつり、災いをさけ、福をまねく儀式をおこなうものである。神とはなにか。われわれが受ける禍福（わざわいと幸い）の觀念のなかに、神という者を想像し、それを崇拜している。わざわいが訪れないこと、福がやってくることを祈とうしている。毎年、ぶじに必要とする収穫があれば祭をおこなう。どこの国でも、神を研究してみると、天（天神）だということがわかる。

朝廷がおこなう大典（重大な儀式）は、天をまつる儀式であり、伊勢神宮は「神鏡」をまつる宮ではなく、天（天神）をまつる宮である。また三種の神器は、祭天の神座をかざる物である。

久米の解釈は、こんにちから見れば、あたりまえのような、とくにおどろくほどの新説でなかったが、当時の古くさい考え方にこりかたまった国学者、神道家からすれば、大胆な主張であり、皇室にたいする不敬行為、国体をきそんするものであった。国家主義者、神道家の一派は、久米を排撃する運動を開始し、宮内庁・内務省・文部省へ陳述に押しかけた。それが功を奏し、『史学会雑誌』と『史海』にのった論文は、安寧秩序をみだすといった理由で発禁処分をうけ、また本人は東大を休職となり、のち退職し、ワセダに移った。重野もまた久米と運命をともにし、東大から去った。

六 日本におけるおもなる不敬の事件簿

——明治期から昭和期まで

「猿人君主」事件……土佐を代表する自由民権運動の宣伝者は、植木枝盛（一八五七〜九二）であった。この人は安政四年高知城下の西辺にある井口村中須賀において、中等の藩士・植木直枝の子として生まれた。十歳から筆書（書道）を、のち藩校致道館で四書五経をまなんだが、こ



植木枝盛

の学校は明治五年（一八七二）十一月、時勢にしたがい閉校となった（『自叙伝』）。翌六年二月、藩の給費生として上京し、海南私学（土佐藩が東京に創設した陸軍幼年学校、士官学校に入るための予備校）に入学した。が、本人はもともと軍人志望ではなく、そんな学校であるとは露ほども知らず入学したのである。学校は土佐にいたところに聞いた話とだいぶちがうものであることを知り、大いに失望した。枝盛はただ有用の学を修め、ひとかどの人物になりたいとおもっていた。

三月中旬に学校がはじまったが、八月になると退学を申し出た。校長や山内家の家令は、退学をみとめない、といい、翻意をうながしたが、かれの決心はかたかった。ようやくやめることができ、十一月に国に帰るまでの数ヶ月間の学校に入らずに独学をつづけた。枝盛にとって天地およびこの社会は、大学校であった。明治六年（一八七三）の冬——かれは郷里の土佐に帰ると、板垣退助らの立志社や町村の民会にかかわり、政治書をよむようになった。明治八年（一八七五——十八歳）、父母に請うてわずかの旅費と学費をもらって再び上京すると、神田錦町にある徳大寺家の長屋（下宿屋）にころがり込んだ。そこで自炊し、つましく暮らしているうちに、熱病（体温が異常に高くなる病気の総称。マラリア、チフス、肺炎のたぐい）にかかり、四、五日入院さわぎをおこした。

災禍（わざわい）が去ったと思ったら、こんどはじぶんが書いた文章のために、災難をうけることになった。明治九年（一八七六）二月十二日、植木は「猿人政府」と題する小文をかくと、それを『郵便報知新聞』に投稿した（『日記』）。同紙は原稿をのせてくれたが、編集部のはうで、「政府」を「君主」とあらため、「猿人君主」（君主ひとをサルにす、とよむ——引用者）と題して印刷したために、筆禍をうけた。

それはつぎのような内容の記事であった（『郵便報知新聞』九〇八号、明治9・2・15付）。サルと人間のちがいはなにか。体がちがうことか。そうではない。ちがう点は、才徳（人格的能力）があるかどうかということである。ひとには才知や思想があるが、サルにはそれが無い。ひとは

知識がふかまり、開明の域に達することができるが、サルにはそれが無い。

別な見方をすれば、サルには「想像ノ力」（思想、思考力の意）が無い。もしひとに著述

や議論の自由がないと、想像の自由がまっとうできない。だから発言の自由がないということ、思想の自由が制せられるということである。古今を問わず、世のなかの暴君は、自由を抑圧し、ひとをサルあつかいしてきた。これはひとをサルにしようという趣向であろう。またそれは人民にたいする悪業であるばかりか、天にたいする大罪である。しかし、君主は絶大なる

権力をもっているから、天理（自然の道理）に反していようが平気である。古今の国家において、サルにされた人民は多い。じつに不幸なことである。

三月三日——植木は東京裁判所から呼びだしをうけ、検事の取り調べをうけた。四日、八日、九日も呼びだされた。十二日には調書に押印をおした（「日記」）。十五日、町役人とともに東京裁判所に出廷すると、大白州（白い砂、小石が敷いてある糾問所）で、報知社の仮編集長・岡敬孝とともに、つぎのような判決をうけた。

其方儀報知新聞第九百八号へ 猿人政府ト題シ 著述議論ノ自由ヲ制スル（おさえつける）等ノ儀（ことがら）ヲ論ゼシ一篇ヲ投ゼシ科 新聞条例第十二条 教唆ニ止ル者ニ擬シ（人をそそのかすことを禁じておる条項にあたる。） 筆者ヲ以テ例シ 従トナシテ論ジ（わが意にしたがうよう論じた罪に
より） 禁獄ニヶ月申付ル

明治九年三月十五日

執筆者の植木は、新聞紙条例第十二条違反で禁固二ヶ月、タイトルを変えた岡はそれよりも重い、禁固一年半、罰金三〇〇円の刑をうけた。両人は同日の午後四時ごろ、鍛冶橋監獄に入れられた。

当時、新聞紙条例やさんぼう律違反で入獄している者が多く、植木の二十二号室（四畳半）には、すでに成島柳北（一八三七〜八四、もと将軍の侍講、明治前期の戯文家。のち『朝野新聞』社長）のほか二名が入っていた（のちさらに四名が入ってきた）。房内はせまいうえに悪臭がし、おまけにシラミがうようよいる所であった。植木は刑期がおわる五月十三日まで、まいにち本をよんで過ごし、つつがなく出獄した。

そのころ、新聞人は当局から、ひじょうに忌みきらわれていたらしい。成島柳北などは、拘留せられ、持物や身体検査をうけると、獄吏からお前はなにをやったのか、と聞かれた。それに答えると、相手は「あーまた新聞屋か。新聞屋なんぞ殺してもよいのだ」といった。この一言を聞いて、成島はびっくり仰天し、倒れそうになった（植木枝盛「拘留ノ記」第二）。

蛸原八郎著『日本に於ける外字の新聞雑誌』（半狂堂、昭和7・1）によると、わが国における新聞紙の発生は、『バタビヤ新聞』（文久2・1）を祖とする。これは幕府の洋学機関である蕃書調所から発刊した官制の邦字新聞であった。欧字新聞として、The Nagasaki Shipping List and

アドヴァタイザー
Advertiser が、長崎のイギリス人 A・W・ハンサードによって創刊された（文久元・5）。ハンサードはのち横浜に移り、週間新聞 The Japan
ヘラルド
Herald を創刊した（文久元・10〜大正4までつづく）。自由民権の風潮がさかんな明治八年から同十三年（一八七五〜一八八〇）、新聞条例やざんぼう律にひっきり収監される新聞人は多く、枚挙にいとまがない。その主なものを掲げると、つぎのようになる。

〔時期〕	〔収監期間〕	〔科料〕	〔所属紙〕	〔氏名〕	〔罪状〕
明治8・8・7	禁固二ヶ月	罰金二〇円	あけぼの新聞	末広重泰（二九四九〜九六、明治期の小説家、政治家）	法制官をひぼう
〃 8・28	禁固五日		朝野新聞	成島柳北	同右
明治9・3・12	禁固六ヶ月	罰金三〇円	采風新聞 <small>さいふう</small>	杉田定一（二八五一〜一九二九、明治から昭和期の政党政治家）	国家をひぼう。
〃 3・15	禁固一年半	罰金三〇〇円	郵便報知新聞	岡 敬孝	不敬
〃 9・26	禁固一ヶ月		大阪日報	万代義勝	国家をひぼう。
明治10・9・18	禁固五ヶ月		平安新聞	奥井清風	国家をひぼう。
〃 13・8・19	禁固二ヶ月	罰金一〇〇円	あけぼの新聞	永田蘇武	不敬

注・宮武外骨著『筆禍史 全』（雅俗文庫、明治44・5）を参照し、まとめたもの。

杉田定一は、日本帝国はまさに滅亡うんぬんとかき、岡 敬孝は不敬の記事をかいた科で収監された。奥井清風は、政府は人民の政府であり、君主の政府ではない、といい、あまつさえ圧制政府を転ぶくさせ、自由の権力を養成すべしと説いた。

『東京曙新聞』の不敬事件……永田蘇武は、社説「国民自尊の精神」において、帝王や大臣、宰相といえども、一般国民とおなじ人間である。かれらは万民を保護するために使役する——国民公用の臣僕（しもべ）であると論じた。さらに神武天皇は「日向（宮崎県北部）の一豪族」にすぎない、と書いて不敬罪に問われた。不敬罪は公布されてはいたが、施行まえであったのでざんぼう律（明治8年公布、ひぼう中傷・名誉きそん）で処分された（大河原礼三著『内村鑑三と不敬事件史』本鐸社、平成3・2）。

「東京絵入新聞」事件……明治十四年（一八八二）十二月二十四日のことである。ところは大阪府西区西長堀北通り四丁目にある料亭「岩吉」である。この日、この料理屋で忘年会がひらかれ、門田平三（28）という大阪の材木商が、よっぱらって座敷の奥のほうから額入りの肖像写真（天皇の石版画）を取ってくると、それを高くあげ、

明治二十三年の□□□□

とのしり、額ぶちを踏みくだいた。

明治二十三年は、第一回帝国議会が開催される年である。明治十四年（一八八二）、明治二十三年に国会が開催される旨の詔諭がだされていた。『東京絵入新聞』は、伏せ字について、はばかれることであるから、読者よこれを諒とせよ、と注記した。四文字の伏せ字は、

馬鹿天皇

であった。門田は不敬罪に問われ、裁判にかけられた。翌年の二月二十七日、大阪軽犯罪裁判所で開廷したが、本人の姿はなかった。逃亡したからである（四年後、長崎で縛についた）。被告人不在のまゝ、門田に重禁固三年九ヵ月の判決が下った（木本至著『評伝 宮武外骨』社会思想社、昭和59・10、一一二頁）。

「御真影」^{ごしんえい}引きさき事件……明治十六年（一八八三）一月三十一日のことである。「御真影」（昭和20年まで、宮内庁より各学校に貸与した天皇・皇后の写真）を、神戸区の相生小学校教員・稲倉儀三郎（19）が、あやまって破りすてるという事件をひきおこした。稲倉は生徒・岡倉重蔵が授業ちゅう写真をもて遊んでいたのを見とがめ、美人の写真であると聞いたので、それをよく見ないで破りすてた（『時事新報』3・5付）。もう一つの説（弁護士が実弟から聞いた話）によると、儀三郎が授業をおえて、教員のたまり場にもどってくると、同僚らが写真をながめており、そのうちの一人が、べっぴんの写真だ、といってそれを手渡された。堅物のかれはそれをよく見ないで破りすてた。ところがそれは御真影だったのである。そのためかれは不敬罪に問われた。

稲倉は同年三月、不敬罪により三ヶ年の重禁固、罰金一〇〇円の判決をうけ、「大不忠、大不敬漢」として世間から葬られる身になったという（大河原礼三、前掲書、七〇頁。小股憲明著『明治期における不敬事件の研究』、思文閣出版、平成22・2、四〇五〜四〇六頁を参照）。

「勅命丸」事件……いうまでもなく「勅命」^{ちよくめい}とは、天皇の命令、みことりのことである。明治十九年（一八八六）、佐藤俊宜^{しゅんぎ}は、この勅命という文字を使った丸薬の広告（『日東家伝 勅命丸』を『武蔵野叢書』という雑誌にだしたところ、社主兼印刷人・編集人とともに不敬罪に問われた。雑誌社は印刷機を没収された。おまけに三人は重禁固刑をくらった。三人は控訴したが、横浜軽罪裁判所八王子支庁は一審をみとめ、不敬罪ゆえに逆軽判決をださなかった（木本至、前掲書、一二二頁。小股憲明、前掲書、四〇九〜四一〇頁）。

「天皇国賊」事件……明治十九年（一八八六）ごろ、長野県西長野町の売薬商人・木藤栄吉（成田講の信者）は、薬を売りながら県内を歩きまわっていた。が、本当の目的は、各所で仏教の講話をすることであった。かれは高井郡間山村でおこなった講話のなかで、曹洞開祖（道元禪師）の来歴をかたったのち、天皇は国賊なり、また諸官吏は盗人^{ぬすんど}なり、といったために、不敬罪で逮捕され、長野軽罪裁判所で重禁固三年、罰金二五円の判決をうけた（木本至、前掲書、一二二〜一二三頁）。

「森 有礼」^{ありのり}刺殺事件……森 有礼（二八四七〜八九、明治前期の政治家。もと薩摩藩士。藩校にまなんだのち、慶応元年（一八六五）藩命に



森 有礼

より他の仲間とともにイギリスに密航留学し、同三年（一八六七）渡米。帰国後、外国官権判事、外務大丞、第一次伊藤内閣の文相となった）は、帝国憲法発布の日（明治22・2・11）の午前八時すぎ、官邸において、国粹主義者・西野文太郎（山口県土族、二十四歳）によって腹部右側を出刃ぼうちようで刺され、翌朝死亡した。犯人の西野は、秘書官付の文部属（下役）座田重秀が抜いた仕込み杖の太刀によって、斬り倒されその場で亡くなった。

森文相はなぜ刺されたのか。刺殺の原因については多くの疑問があり、刺客にたいする同情論もあった。西野のふところには、「森 有礼暗殺主意書」があり、それにはつぎのようなことが

書いてあった。

——伊勢神宮は、皇室の本源である天祖が鎮座しますところであり、宗廟である。その神聖や尊厳は犯しがたいものである。しかるに文部大臣森 有礼は、参拝のおり、クツをぬがず神殿にのぼり、ステッキのみす（すだれのていねい語）を高くあげて中をのぞき、拝礼しないで退出した。これは神明（神）を冒とくし、皇室を侮辱するものである。帝国臣民の職分として手をそでの中に入れてながめているわけにもいかぬので、あえて宝刀をもってその首を刺すことにした。

当日の朝、森の永田町の官邸をおとすれた西野は、大臣の身に容易ならざることが起ることを知らせんがために取りいそぎ参上した、と取つぎの者にいうと、秘書官が出てきて、玄関のとなりの応接間に入った。秘書官は密告のしだいを聞こうとすると、森大臣を暗殺する者がいるといい、ことは容易ならざる事柄なので、詳細は大臣と会ってからでないと言上いたしかねると、ことばていねいにいった。

二、三問答があつて、八時十五分ごろ大礼服をきた森が階段をおりて来た。秘書官はこの人こそ面会をもとめた西野某であるといった。そのことばがおわるかおわらぬうちに、西野はイスをはなれると、左手で大臣の腰のあたりを抱きかかえ、右手にもった出刃ぼうちようを左下腹部めがけて突き刺すと、それを抜きとった。その後、出口をまちがえ奥のほうに逃げて行こうとしたが、護衛の座田に首すじや頭部を斬りつけられ、死した（『時事新報』第二九八号、明治22・2・12付、『新修 森 有礼全集 第三卷』所収、文泉堂書店 平成10・11）。

森は一連のわるいうわさ——浮説流言によって命をおとしたようである。伊勢神宮不敬事件は、敵対する者が事実であるかのようにこしらえたもので、訛傳の疑問が提出された（三上参次談）。

大臣に就任した者は、恒例にならない伊勢神宮を参拝することになっていた。森は九州、四国を巡回して伊勢にむかったのだが、途中香川県の琴平（金比羅神宮）に寄った。そのとき宮司邸で昼食をだしたところ、牛肉を所望した。当山は獣肉を食べることを禁じられている、というところ、じぶんが携帯する肉が旅館にあるから、取りよせるようにいった。森は魚や玉子を食しながら、獣肉をいとう理由はないとおもい、強いて牛肉を取りよせ食べたらしい（林 董『後は昔の記』）。

森が伊勢の山田町にいくといっているので、宿屋も神社のほうも準備にとりかかった。森はキリスト教徒と目されていた。キリスト教は、国体に反する危険思想だと考える保守派の者は少くなかった。当然、かれらの感情をわるくしていた。神道や仏教でめしをくい、楽な生活を送っている者からすると、強敵が足元にやってきたようなものでひじょうに脅威に感じた。

森が刺殺された直接の原因は、大廟（伊勢神宮の社殿）における不敬行為とされるが、それは旧派による謀略であり、デマを捏造し、流布させたもののようなのである。新聞や雑誌までもがそれに加担し、事実を反するうわさを流したのである。たとえば、つぎの新聞・雑誌がそれである。

「無法ノ振舞」『東京電報』所収、（五七三号、明治21・8・1付）。

突然、拜殿の奥にやってきて、みすをステッキの先でもちあげ、しばらく神鏡（三種の神器の一つ、やたのががみ）を見たのち立ち去ったという記事。

「大不敬」『日本人』所収、（第二〇号、明治22・1・18付）。

皇室の盛典のとき、万人拜観の面前において大あくびをしたという記事。

「某貴頭の無礼」『朝野新聞』所収、（第四五八三号、明治22・1・20付）も、『日本人』とおなじ内容の記事をかかげた。

じっさい森は、敬けんな態度で参拝したらしい。五十鈴川の水で身をきよめ、神殿から遠い、第四の圍（かこい）の外からおがんだ。とてもステッキの先で神殿の幕（みす）を上げることができない。神官たちも感心したらしい（某神官の言）。

しかし、森は帰京後、ひとつづぎのような話をした。伊勢神宮では、一般人の参拝箇所を奉納した金額によって分けている。いくらいくら奉納した者は、どこそこまでと境をもうけ、区別している。その奉納金は神宮に収まるのではなく、神官どものふところに入るものである。国民の崇

敬を金で区別するのさえ不都合なのに（けしからん意）、神宮を利用して金もうけしている神官どもの行為は、はなはだ不都合であるから、ステッキをもってその境を破ってやった。ゆかいであった。

森の性格として、さもありそうなことである。神官らは森をにくんでいるいろいろな説を流したのも、さもありませんと思われる（谷干城談）。

伊勢神宮における森の不敬行為についての風評は、猛烈に伝播していたから、世間はあまりその信ぴょう性をうたがわなかったようだ。うわさをでっちあげたのは、天皇制と結びつき二千年もの間特権をほしいままにしてきた神道の総本家——伊勢の神主らの深謀によるものらしく、それが明るみになったのは、六〇年後の戦後のことである。

森が神宮を参拝した日——午前中、山田小学校を視察したのち、知事以下をしたがえ、三十余台の人力車をつらねて外宮（伊勢の豊受大神宮）にむかった。森は第一の鳥居前で下車。神宮に案内されて、参道を一五〇メートルほど進み、右折すると、四段ほどの石段があり、そのうえに門があった。荘厳な門であり、ふつうの幔まくのような、白布の幕（みとばり）が、ものものしく張りめぐらしてある。

扉はその白布のうちにある。案内の神官は、この四段の石段をのぼると、まっすぐ白布にむかって進んだ。森はそのあとにつづいた。白布のまえ近くまでくると、神官は奇怪な行動をとった。ひらりと身をひるがえし、しゃがむような姿勢をとった。

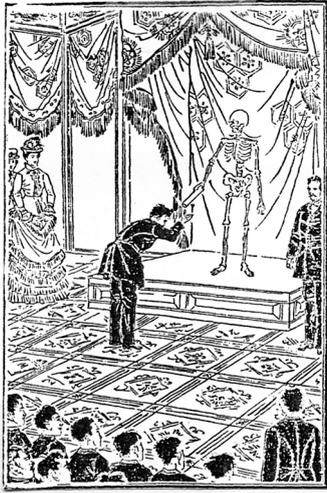
森は肩すかしを喰ったような形で、白布のところへ行き、その中に入ろうとした。このときうづくまっていた神官が低い声で何か叱責めいたことをいった。森は不快そうな表情をした。かれは二、三步あとずさりすると、最敬礼し、神官の案内をまたないで引き返した。神官が叱責めいたことをいったというのは、「これから先へは行けない」というようなことだったらしい。宿で休んでいると、案内をした神官がやってきて、先刻の無礼をわびたが、森は不快そうにだまっていた。

森が伊勢から帰京し、一ヵ月ほどすると、かれの重大不敬事件が都下および全国にひろまった。ただちょっと神門の「白布」にふれただけのことだが、靴ばきで神殿に上った。ステッキでみすをあげ、中をのぞきこんだ。拝礼もせず帰っていった。

と、事実を歪曲して伝えられた。そのうわさを妄信したのが、犯人の西野文太郎であった。

森には木場貞長という者が秘書官として随行し、のちに伊勢もうでについて、くわしく語りのこした。どうもこれが事件の真相らしい（村雨退二郎 木村莊八 「よみもの暗殺史」(一) 文相 森 有礼暗殺事件『真相』第4巻第3号所収、昭和24・3）。

森は国家権力の拡張と支配の強化をとく国権論者であった。国家主義教育を推進したが、枢密院における憲法制定会議のとき、逸話（世間に知



「大日本頓智研法授与式の図」『頓智協会雑誌（28号）』明治22・2。

られぬ話」をのこしている。「第一章 天皇」について、「第二章 臣民権利義務」（これを臣民ノ権利ト義務トよむ）を設けたとき、森から修正案が出された。

この字句は、臣民が国家にたいして有するところの権利と負うところの義務の意という。森はこんなことをいった。臣民は天皇にたいして、分限（法律上の地位・資格）ばかりか責任を有しておるから、「権利」という文字はさしさわりのある。「臣民ノ権利ト義務」をほどよく「臣民ノ分際（分限の意か）」と改めるように提案し、ながながと論じたという（二三上参次談）。これにたいして議長・伊藤博文は、

——森氏の説は、憲法学および国法学に退去を命じた説というべきものである。そもそも憲法を創設する精神は、第一に君権を制限し、第二に臣民の権利を保護することにあります。もし憲法に臣民の権理（利）を列記しないで、ただ責任だけを記載するとしたら、憲法をつくる必要はありません。

また臣民や君主の権利を保護しない国があったとしたら、臣民は無限の責任をもつことになり、君主はまた無限の権力をもちます。これを君主專制国といいます。だから君主権を制限し、臣民の権利と義務を憲法に列記してこそ、憲法の骨子がそなわります（原文の意訳）。

と反駁し、けっきょく原案どおり可決された（『明治文化史 2 法制編』洋々社、昭和29・8、三三三頁）。

ともあれ「臣民の権利」は、基本的人権の考えから出たものではなく、天皇に服従する臣民が前提条件であり、天皇から臣民に付与される（さずける）ものであった。

宮武外骨の不敬事件……宮武外骨（一八六七～一九五五）は、香川のひとである。

長命にめぐまれ、明治から昭和期にかけて活躍した著述家である。庄屋の家の四男に生まれ、東京に遊学し、進文学舎にまなんだ。文筆家を志し、十四、五歳のときから筆をとりはじめ、二十歳になった明治二十年（二八八七）『頓智協会雑誌』を発行した。創刊号は大盛況、四千部売った。その二十八号（明治22・2・28）の口絵（雑誌のはじめにのせるさし絵）——憲法発布式当日の絵に似せて描いたもの——骸骨に姿をかえた天皇が、臣下に巻きものを下賜している図——が不敬罪に問われ、雑誌は治

安妨害のかどで発行停止になり廃刊した。

それは宮武流のパロディであったが、このためにかれと絵かき、印刷業者らは、不敬罪で告発された。このマンガは

研法発佈嚙語^{けんぽう} げいご* 大日本頓智研法 大日本頓智研法発佈式之図

*たわごと、ねごとの意。

と題したもので、それぞれつぎのように表現を変えて寓意化したものであった。

憲法発佈勅語 → 研法発佈嚙語
大日本帝国憲法 → 大日本頓智研法

本文の説明に、頓智研法は明治二十二年をもってこれを発佈し、雑誌到着をもって有効ならしむとあり、讚岐平民の外骨が統理（統轄）する第一章会主^{（天皇）} 第一条 大日本頓智協会は、第二章 会員權利義務うんぬんとあった。

このため東京軽罪裁判所は、玉座のうえにがい骨を描いたのは天皇にたいする不敬の所為とし、関係者三人につきのような判決をくだした（明治22・4・25）。

編集人兼発行人 宮武外骨（22）……………重禁固三年 罰金一〇〇円
画家（マンガ家） 安達兵七（吟光、36）……………重禁固一年 罰金五〇円
印刷人 徳山鳳州（24）……………重禁固一〇月 罰金三〇円

宮武はそのほげしい批判精神をもって政官界を批評し、筆のために入獄四回^{（23）}、罰金・発行停止など三十回ちかくくらったが、じぶんでもわが輩

ほど筆禍にかかった者は、古今にあるまいという。それでも官憲の弾圧にめげなかったのは、穢多根性の遺伝かもしれぬという（『筆禍史 全』の「白跋」より）。

内村鑑三不敬事件……内村鑑三（二八六一―一九三〇）、明治・大正期のキリスト教指導者。札幌農学校、（米）ハートフォード神学校にまなぶ）は、明治二十四年（一八九一）第一高等中学校の嘱託教員（月給六五円）のとき、教育勅語にたいする敬礼が足らぬため、不敬事件をおこし、依頼解職（免職）になった。

事件は明治二十四年一月九日（金）の午前中におこった。例年どおり倫理室（講堂）において、前年十月に渙発（かんぱつ）された「教育勅語」の拝戴式（はいかじき）（つつしんで見る儀式）が挙行された。出席者は六〇名の教員と一千名以上の生徒。式典はつぎの順序でおこなわれた。校長（病欠につき校長事務取扱の久原射弦（みづる）「37」が代行）による勅語の朗読のあと、教員および生徒が五人ずつ勅語が置いてある演壇に進みでると、天皇の親署（署名「睦仁」）がついた勅語に深くとおじぎをした。

講堂の中央の高いところには御真影がかざられ、その前面の机のうえには教育勅語が、さらにそのそばには日の丸の旗が置いてあった。高壇のうえで、教員も生徒もひとりずつ勅語におじぎをするのだが、内村は学校長が発明した（考えだした）「勅語拝戴式」に應じる心の準備がなかったらしい。かれは札幌において神の信仰をあたえられ、アメリカでは近代的な合理的的精神を身につけたクリスティアンであった。そのかれが勅語に「欠礼」したとって、まさきき報道したのは、改進黨系の新聞『民報』（1・17付）であった。それは本校教員・内村鑑三は勅語に敬礼しないで、神聖な式場をけがしたという記事であった。

内村は、勅語におじぎしなかったわけではなく、ただち、ふつと頭を下げただけで、それが「敬意を尽さず」と報道された。軽く一礼することを会釈というが、かれは腰をかがめて頭を下げなかっただけであった。すなわち欧米でいう *bow* をしなかっただけであった。近代精神の体得者である内村にとって、勅語や御真影におじぎをすること自体はかばかしく思われたものにちがいない。

教育勅語に礼拝的低頭をしなかったことが世間に知れると、不敬漢、国賊とののしられ、住いに投石する者もあらわれた。生徒や同僚からも非難をうけた内村は、事件後カゼをこじらせ肺炎となり入院した。重病の内村は、代理人に拝礼してもらったり、弁明書を新聞や雑誌に投稿したりして、事態の終そくにつとめたが、けっきょく辞表を一高に提出した。以後、かれは官学と袂別した（小沢三郎「所謂『内村鑑三不敬事件』」につ

い)。)

またこの年、岩倉使節団に随行して『米欧回覧実記』を著わした久米邦武は、『史学会雑誌』(一〇〜一二月)に発表した「神道は祭天の古俗」が、皇室にたいする不敬——国体きそん——国民史を侮じよくしたとし神道家・国粹主義者らの怒りをかい、非職(地位はそのまま、職務を免ぜられる)を命じられ退官したが、のちワセダに迎えられた。

外人教師カラザス不敬事件……英語教師クリストファー・カラザス(アメリカ長老派教会宣教師)は、明治二十九年(一八九六)二月十一日、仙台の第二高等中学校において、「御真影」に敬礼しなかったために解雇処分をうけた(大河原礼三編著『内村鑑三と不敬事件史』木鐸社、平成3・2、七四頁)。

田中正造たなかしょうぞうの直訴不敬事件……田中正造(一八四一〜一九一三、明治期の政治家。足尾鉍毒事件の指導者)は、栃木のひとである。名主の家に生まれ、生涯を民衆の側に立つて闘った不屈の闘士であった。明治三十四年(一九〇一)十二月十日、かれは足尾銅山の鉍毒被害を明治帝に直訴し、拘束されたが、不問のまま釈放された。

カリフォルニア州の邦文誌『革命』の不敬事件……アメリカに渡り、労働者となっていた在米社会主義者——竹内鉄五郎(22)ら四名は、明治四十年(一九〇七)十一月三日(天長節の日)——パークレーの日本人街、サンフランシスコの日本領事館などに、天皇暗殺の予告文を貼りだし、在留邦人や日本の治安当局を震撼させた。その公開状には自由の敵、圧制の敵である汝に爆裂弾をもって天ちゅうを加える、とあり、「無政府党暗殺主義者」と署名されていた。

神田警察署の留置場における落書き不敬事件……明治四十一年(一九〇八)六月二十二日の午後——社会主義者・山口義三(号は孤剣)の出獄歓迎会が、神田の「錦旗館」で開催された。歓迎の辞のあと余興があり、それがおわると荒畑寒村、大杉 栄ら直接行動派は、

「無政府」「無政府共産」「革命」

と記した三本の「赤旗」をかかけ、演芸館を出て街中に出ると、それを阻止する警官隊ともみ合いになった。堺 利彦、山川 均もとぼちちりをく、けっきょく女性五名をふくむ計十四名が、治安警察法違反、官吏抗拒罪で逮捕された。世にいう「赤旗事件」が、これである。

この事件で神田署にひっぱられた者の中に、留置場の北側の「板壁」に、クギもしくはハシ、ツメで落書きした者がいた。文章は、つぎのようなものであった。

一刀両断天王首 落日光寒巴黎城

(いっとうりょうだんす、てんのうのくび。らくじつのひかりさむしぱりのしろ、と読む)

この落書きのことは、司法相・千家尊福(二八四五〜一九一八、明治期の神道家・政治家。出雲大社の大宮司をへて貴院議員。のち東京府知事)から内相・原敬(二八五六〜一九二二、明治・大正期の政治家)、田中宮相に伝えられ、三人で協議した結果、犯人が判明しだい厳重に処分することに決した。一応、犯人は宮城県加美郡宮崎村の平民、無職の佐藤 悟(20)とされたが、真相は不明である。

佐藤は犯行を否認したが、明治四十一年七月十一日、不敬罪により、重禁固三年九ヵ月、罰金一五〇円の判決をうけた。控訴したが、大審院で上告を棄却された。

大逆事件……明治期最大の不敬事件(天皇暗殺計画)。明治四十三年(一九一〇)五月、職工・宮下大吉が爆弾を製造し、所持していたことが、きっかけとなり、天皇暗殺計画が明るみになった。これがそもそもの大検挙のはじまりであった。暗殺計画者は、宮下ほか三名にすぎなかったが、当局のデッチあげにより、天皇暗殺計画容疑(大逆罪)で、二十六名の社会主義者、無政府主義者らが検挙された。非公開の裁判の結果、宮下、幸徳、秋水、管野スガら十二名が絞首刑となり、十二名が無期懲役となった。

幸徳は管野スガから暗殺計画のことを耳にしたが、ふかくかかわらなかった。けれど当局によって、計画の首謀者にされた。この不敬事件は、

“赤旗事件”から派生しておこったものであった。

つぎに大正・昭和期（戦前まで）の主な不敬事件についてのべてみよう。

大正期に起った不敬事件のなかでもひととき注目だつものは虎ノ門事件である。

難波大助の不敬事件……難波大助（二八九九〜一九二四、大正期の無政府主義者）は、山口のひとつである。山口県議の四男に生まれ、大正八年（一九一九）上京し、予備校に入り、のち早稲田高等第一学院に入学したが中退した。四谷区谷町に下宿し、通学しているとき、鮫が橋の貧民窟の実状を知り、しだいに思想に変化をきたし、社会に批判の目をむけるようになり、アナキズムに近づいた。関東大震災（大正12・9）の混乱に乗じ、亀戸事件（労働者、社会主義者八名が軍隊によって惨殺された）、朝鮮人虐殺事件、甘粕事件（大杉 栄、内妻伊藤野枝、おいらが殺された）など官憲による事件がおこった。かれはこれにいきどおり、無政府主義者の決意をしめすために、皇族にたいして危害を加えることをくわだてた。

大正十二年（一九二三）十二月二十七日の午前十時四〇分ごろ、第四十八回通常議会の開院式に出席する摂政宮裕仁（のちの昭和天皇）を虎ノ門付近で、ステッキ銃で狙撃した。が、弾は命中しなかった。難波はその場で逮捕され、翌年の十一月大審院で死刑の判決をうけ、その二日後に絞首刑となった。この事件の責任をとって、第二次山本権兵衛内閣は総辞職した。

この事件のことは各紙も翌日報じたが、『東京朝日新聞』（大正12・12・28）の記事は、大きく取りあげた。

——議会開院式に行啓途中のお召車（自動車）にむけて、一兇漢が右手より発砲し、ガラス窓を破損したが、殿下はそのまま開院式にのぞんだという。

死刑執行の前日（大正13・11・14）、難波は親友・速水晃に、つぎのような文面のハガキを一枚出した。

死んだレーニンが笑ってる。

写真のレーニンが笑ってる。

歴史は進行する。

さらば友よ――

御大切に、

永く幸福が貴君の上に

ある様に！

××××君へ

一九二四・一〇・一四

東京市谷

墓山死赤

注・岩崎 栄「天皇狙撃者」『真相 特集版』所収、昭和25・4より。

二重橋爆弾事件……大正十三年（一九二四）一月五日――^{キム}金^{ジツブ}址燮（朝鮮独立運動家）は、二重橋で職務質問を受けたとき、警官と近衛兵に爆弾を投げつけ、逮捕された（『皇室事典』角川学芸出版、平成21・4、一七一―一七二頁）。

北原二等兵の直訴不敬事件……昭和二年（一九二七）十一月十九日、全国水平社員（被差別部落の解放運動家）であった歩兵第六十六連隊の北原泰作（22）は、軍隊内の差別撤廃をもとめ、名古屋の東練兵場における陸軍大演習（観兵式）のさいに、天皇に直訴状を差しだした。北原は軍法会議にかけられ、懲役一年の刑をうけた。

北原は岐阜のひとである。家庭は

父 作造（64） 妹 みつ（19）

母 こと（44）

の四人ぐらしである。泰作は黒野小学校に入学したころから部落民ということで差別をうけ、義ふんを感じだした。

小学校を出てから、人から勧められるままに水平運動や労働運動に身を投じるようになった。昭和元年（一九二六）に徴兵検査をうけ、甲種で合格し、昭和二年一月入営した。が、さんさんいじめや差別をうけたものか、三月末の外出のとき姿をくらました。六日目に帰営し、四十日間の

重営倉（禁固刑——メシと塩だけを与え、寝具を貸与しないで牢に入れておく）に処せられた。

しかし、入倉中、断食して当局をこまらせ、入院さわぎをおこした。観兵式当日の午前八時半すぎ、北原が所属する第六十八連隊が整列し、閲兵をうけていたとき、かれは突然銃をひっさげかけだすと、馬上の天皇のそば近くまで進み、右ひざを地につけ、三折大の紙片を左に高くさしあげ上奏せんとした。鈴木参謀総長はひじょうにおどろき、身近の将校に命をくだし、隊列中に引きもどそうとしたが、本人は抵抗した。けっきよく引きづられるようにして、隊列の後方に連れだされた。

天皇の列は、そのまま進んでいった。北原の直訴文には、軍隊内における特殊部落民にたいする蔑視や差別のすさまじさ、歩兵第二十四連隊でおこった差別争議のため、数名が警察の犯罪ねつ造により獄に送られようとしていることが記されていた。聖旨をたまわりたく、訴願におよんだとするしてあった（『東京朝日新聞』昭和2・11・23付）。

桜田門外の不敬・大逆事件……昭和七年（一九三二）一月八日の午前十一時四十分ごろ、陸軍の観兵式から馬車で帰る途次の天皇は、桜田門外に差しかかったとき、第二輛目の宮内大臣がのる馬車に手投弾を投げつけた者がいた。爆弾はうしろの左車輪あたりに落ち、おや指大の損傷を二、三あたえたにすぎなかった。

犯人は直ちに警備の巡查、憲兵によって捕えられた。警視庁に引致し、取り調べた結果、犯人は朝鮮京城うまれの浅山昌一こと——李 奉昌（32）、職業は土方であることが判明した（『東京朝日新聞』昭和7・1・9付）。同人は大逆罪により死刑となった。

わが国は維新後、封建制を脱し、天皇を首長とする絶対主義的王制をしき、資本主義国家として出発した。日清、日露戦争をへて、第一次世界大戦（帝国主義的世界戦争）に参戦するころ、日本は帝国主義的な（領土、勢力範囲を広げようとする侵略的傾向）国家に成長していた。が、大戦終了とともに戦後の大恐慌の波をかぶり、日本経済は不況のどん底であえぐようになり、社会生活が一段と悪化した。農民、都市労働者、知識人らは社会不安にとりつかれ、その中でくらすねばならなかった。

国民の社会不安に乗じたのが、軍部ファシズムである。危機にたった日本資本主義を切りぬけるために、軍部は満州事変（昭和6）同8の満州侵略戦争）をおこした。そのけっかわが国は国際連盟を脱退し（昭和8）、ファシズムが助長されてゆく中で滝川事件（昭和8）、美濃部達吉の天

皇機関説問題（昭和10）など思想弾圧がおこった。昭和十二年（一九三七）六月——第一次近衛内閣が成立し、七月には盧溝橋事件（日中両軍の衝突）をきっかけに、日中全面戦争という泥ぬま戦争に突入した。

近衛内閣は、戦争不拡大方針をとったが、軍部を押えることができなかった。九月、共産主義にたいする共同防衛を名目に、日独伊防共協定が成立し、日本はファシズム二国と連携した。その発展として昭和十五年（一九四〇）九月、日独伊三国軍事同盟が締結し、これによって対英米関係が悪化した。

この間国内では、一党独裁的な傾向をつよくし、国民的な精神運動がおこり、やがてそれは大政翼賛会（昭和15年「一九四〇」）近衛が中心となって設立した、全体主義的国民組織）、大日本産業報国会（昭和15年に設立された労働者の統制組織）が結成された。やがて太平洋戦争へと漸次つき進むのだが、開戦にいたるまでの大きな政治的な流れは、左記のようなものである。

昭和13年（一九三八） 4月……国家総動員法の発動（政府は戦争遂行のため、人的・物的資源を統制し、国民の自由を極度に制限した）

9月……大日本産業報国会の成立（いっさいの労働組合を解散させ、労働運動を禁止、新体制に組み入れた）

昭和14年（一九三九） 8月……国民徴用令の公布（平沼内閣のもと、国民を強制的に徴発し、陸海軍関係の軍需工場ではたらかせた）

昭和16年（一九四一） 12月……日本はアメリカとの戦争回避の交渉が不調におわり、ついに英米その他の連国諸国に宣戦を布告した（太平洋戦争の開始）。

近衛のあとをうけて組閣した東条英機は、首相・陸相・軍需相、のちに参謀総長までかね、ひたすら戦争の遂行にまい進したが、開戦から半年後の昭和十七年六月のミッドウェー海戦の敗北から、戦局は急転換し、わが国に不利となり、サイパン・硫黄島・沖縄をつぎつぎと失しない、原爆投下とソ連の参戦により、ポツダム宣言を受諾し降伏した。開戦から約四年後のことである。

開戦当初、陸海軍は大きな戦果をあげたため、天皇をはじめ国民はそれにいっとき狂喜したが、やがて戦局は悪化の一途をたどった。敗戦につぐ敗戦でも、政府の発表はデタラメであった。国民をさいごまでだましつづけた。軍歌や軍艦マーチを景気よく放送し、戦勝を宣伝し、国民の戦意高揚をおおった。

戦争のせいで、国民は過酷な軍役や労働を強いられ、戦争が長期化するにつれて、飢えに苦しむようになった。生活がいっそう悪化してくると、

軍部（政府）や天皇、皇族を批判するようになり、かれらに対する怨（うらみ）の声はますます高まっていった。また反戦や厭（えん）戦思想が軍隊内や世間にひろがっていった。天皇は「現人神」（神の化身）、国民は「赤子」（その子ども）とする、神がかり的な、怪しい国史教育のせいで、天皇を敬慕する者が多かった反面、天皇とその側近らによる専制政治や国民生活への圧迫から、体制に批判的な者までさまざまであった。

体制や政府の施策（しきやく）に不満をもつ者の声は、——ひそひそ話——落書き——ビラ——投書——はり紙などの形をとってあらわれ、その声は国民生活が悪化するにつれて、ますます大きくなっていった。軍人や政治家にむけたうらみは、やがて天皇や皇族にむけられ、不敬罪として挙げられた。

明治（1868～1912）の四十五年間に起こった、天皇や皇族にたいする不敬事件は、およそ二二八件、大正時代（1912～26）の十五年間に起こった件数は一六三件⁽²⁵⁾という。昭和期（1926～89）——戦中・戦後をふくめて——の件数は、五〇〇件以上になるのではなからうか。

特高（特別高等警察の略称。明治43年の大逆事件を契機につくられ、昭和20年10月、治安維持法撤廃とともに廃止）は、憲兵（軍事、行政、司法警察をかねた）とともに、天皇制絶対主義——日本ファシズムの尖兵として反体制派を徹底的に弾圧したことで知られている。わが国は太平洋戦争に突入する前後から、不穏な言動（反戦的な落書き、投書、悪口）、不敬な言辭（落書、悪口）などがふえてきた。それを取締り、弾圧したのは特高や憲兵であった。

いまその記録を「不穏な言動」、「不敬な言辭」にわけて摘記してみよう。

「不穏な言動」（反戦的な落書、投書、悪口など）

昭和14年（一九三九） 長崎市片淵町五十五 岩城平之助のコンクリートべい

「戦争ヤメロ」（白いチョークで）

12月20日

昭和15年（一九四〇） 大阪府泉南部春日町 春木東洋帆布株式会社のトイレ

「集れ赤旗の下に」

12月26日

同年十二月、ワセダの史学科教授・津田左右吉（一八七三～一九六一、大正・昭和期の歴史学者）は、軍部・官憲

昭和18年（一九四三）

東京市麹町区永田町 東条英機宛

「東条大將もういい加減にして戦争をやめろ、国民の苦しみを知らぬか お前たちは何の不足もあるまいから。……
我国民はもうこれ以上は忍ばれない 今に内乱が起きるから見てゐろ 今その準備をしてゐるのだからつけろ」

5月4日

「不敬な言辞」（落書き、悪口）

昭和16年（一九四一）

東京市大森区千束町一五八 木造の扉にエンピツで

「日本人ハ 天皇トイフヤツヲ 崇敬シテ（あがめうやまう）キルガ ナゼ崇敬スルノダ ソンナ天皇トイフ奴ハ
ナグリ殺シテ 焼イテシヨウユデ食ツテシマヘバヨイノダ ワシハ昭和十六年一月一日ノ朝ニ必ズ実行シテ見セル」

1月8日

北海道帯広市内の公衆トイレ

「今上（いまの）天皇の金玉 天皇の金玉」

北海道空知郡岩見沢町 細川伊次郎（73）一月二十九日の夜、銭湯の浴客に

「こんな世の中になったのも あの天皇の^{ため}だ、あんなもの五、六人行って叩き殺せば 楽になるかも知れぬ」

（本人は四月六日 懲役六ヶ月の判決をうける）

福島県石城郡湯本町 湯本駅のトイレに

「天皇コロセ イクサヤメロ」

日付不明

東京市芝区芝公園 協調会館まへのトイレ

「デンノーヘイカ コロセ 天皇陛下コロセ」

5月6日

神戸駅構内

「天皇を殺してしまへ 反戦主義」

10月31日

大阪府堺市南田出町一丁目十七 府立堺高女教諭 前田 勇 (38)

「明治天皇は 権の内侍(女官)というお妾の腹から生れられたのである、何千という御製(天子の作った詩歌)を残されたので知れる如く 精力絶倫の方で お妾さんが大勢居られた。

天皇陛下が夜 皇后陛下の寝室に行かれる時は お付の医者が脈を取ってから行かれる。天皇陛下でさへお妾を持たれるのだから 先生でもお妾を持ってよい」

注・昭和15年5月ごろより、翌16年5月ごろまで、担当する国語・漢文の授業において生徒にいったもの。当人は不敬罪により堺憲兵隊に検挙された。

昭和17年(一九四二)

大阪市淀川区十三西之町 職工 三浦周吉 (21)

「日本が倒れて 共産主義社会になれば おれらが天皇に代って政治をやるようになる そうしたら伊勢神宮の門番にする考へだ。日本の歴史は皆んな作りごとで おとぎばなしのようなものだ」

注・同人は一月末、高山市吉城郡河合村の知人宅で、仏事に来あわせた僧に語ったもの。

五月十三日不敬罪および時局に関する造言飛語で送検された。

鹿児島市上竜尾町九六 西日本新聞鹿児島通信支局記者 中村大海(29)

「天皇の奴は 暑い目知らずに山海の珍味をならべ 国民を奴れい扱ひにして 太へ面しやがって しゃくに障って 仕様がな、何時かは政体が変わる、道理から言って大統領政治が正しい」

注・同人は昭和十七年六月満州国中央警察学校在学中、洗面所で同僚にたいしていったもの。

昭和18年(一九四三)

西条市 国鉄西条駅構内のトイレの落書き

「天皇ノ頭切った者二千円

皇后……………者二千円アゲル」

鹿児島駅前の仮トイレの板かべに

「天皇はゴクツブシダ(食べることは一人前、役立たずの人間。なまけ者の意——引用者)」

8月中旬

昭和19年(一九四四)

京都市右京区西院南花田町八 鋳物工 佐々谷源兵衛(57)

「近頃はろくでもない雑炊を食べやうと思つて行列を作っているが あれでは腹はふくれないし 仕事もできん。こんなひどい目をするのなら 戦争は負けても勝つてもどうでもよいのだ。

天皇陛下や東条の奴は 常と変らぬ生活をしてゐるのだから 一層のこと□□□□や東条の奴をやっしまへばよいのだ」

6月上旬

注・自宅まえにおいて、知人にいったことば。同人は七月五日送検された。□□□□は、天皇陛下のことか。

以上の引用文は、明石博隆
松浦総三編『昭和特高弾圧史 5 庶民にたいする弾圧 全』（太平出版社、昭和50・8）よりひろったものである。同書は、旧内務省警保局「特高月報」「特高外事月報」および「ナマ原稿——特高月報の原稿用紙にかかれたもの」を整理・編集したものという（「刊行のことば」より）。

昭和19年（一九四四）になると、戦局は決定的な段階に入り、日本の敗戦は必至となった。七月、東条内閣は総辞職した。B29による本土空襲が激化した。一億総武装が決定し、竹槍訓練がはじまった。都市に疎開命令がでた。東条のあと小磯昭昭くにおきが組閣し、戦局挽回をはかったが、成功せず辞職した。そのあと鈴木貫太郎が組閣し、ポツダム宣言後、主戦論をおさえ、戦争終結にあたった。が、終戦の日に辞職した。

そのあと皇族の東久邇稔彦ひがしくにが組閣し、「一億総ざんげ」をととなえ、戦争責任を国民に転嫁せんとした。かれは国体護持を至上命令としたが、GHQが特高や治安維持法の撤廃をもとめてきたために、やがて総辞職した。

戦後、わが国はGHQの管理下におかれ、独立をうしなった。GHQは軍政をしかず、日本政府を通じて間接統治をおこなった。

満州事変（一九三二）以来、太平洋戦争終結（一九四五）までの国民の犠牲は、左記のとおりである（小林末次著『差別と天皇制』白石書店昭和61・8）。

軍隊に召集された人	約七二〇万人
戦死 戦病者数	約二三〇万人
非戦闘員の死者	約五〇万人
内地	約三〇万人
外地	約二〇万人
原爆による死者	約一〇万人
広島	約一〇万人
長崎	約一〇万人

空襲により焼失・破戒された家屋……………約四九〇万戸
 強制疎開で破戒された家屋……………約三一〇万戸
 勤労働員により工場で働いた学生……………約三五〇万人
 女子挺身隊で工場で働いた者……………約三〇〇万人
 軍需工場へ徴用された人……………約六一九万人
 沈没した商船……………二五八八隻

日本海軍の艦船の損失

戦艦……………	一〇
航空母艦……………	一〇
巡洋艦……………	四一
その他の軍艦……………	一四 ⁽²⁶⁾

このように日本列島に住む日本人、外地で暮らす日本人、日本占領下の諸国民、侵略戦争によって受けたむこの民らの甚大な被害は、とうていことばでいい表わすことができない。が、その最大の元凶であり、加害責任があるのは天皇とそれを取りまく支配権力者とされ、かれらは十五年にわたる戦争責任に対して何ら反省せず、日本国民や侵略された国の国民に対しても一言も謝罪せず、ほおかぶりきめ、戦後は生の苦闘を経験せず、安穩とくらしした。

ことに天皇は、日本最大の財産家である。その財は国土および国民を搾取してなったものという。天皇家は一般国民の苦をよそにぜいたくな生活をしてきた。それを支えたのは、国民の税金である。明治期以来、終戦まで、天皇は一般国民にいかなるめぐみを与えてきたのか。国民は何ら天皇制の恩恵をうけることなく、従順を強いられた奴れいとして生きてきただけという。戦後、わが国の体制は一変し、民主主義国として出発した。天皇の政治権力ははく奪され、その地位は日本国の象徴、日本国民統合の象徴と位置づけられている。天皇は戦前のように絶対な権限をもたないにせよ、特権階級であることに変わりなく、高貴な身分をもち、生をまっとうしている。

戦後の不敬事件史。

戦後いちはやく天皇は、モーニングを着て、最高権力者のマッカーサーを表敬訪問した。上着なしの軍服すがたの同人と撮った立ちすがたの写真が、各紙にいっせいに掲載された。が、情報局は、これを「不敬」として発禁処分にした（9月29日）。これは戦後最初の不敬事件であった。

戦後の三、四年とくに大都市では、食糧難が深刻であった。東京のヤミ市では、ドラムかんで煮た米軍の残飯ざんぱんまで売られた。一杯一〇円。だれもが腹をすかしていた。大学の授業は再開したが、テキストはなく、語学の辞書もなく（インディア紙——上質の紙は、巻きタバコの紙に用いたため）、教師も学生も、授業に身が入らず、早く終わった。

戦争中、英語は、敵性語であるため、江田島の海軍兵学校以外、学校でおしえなかったから、理工科の大学生ですら、単語をまともに読める者がいなかった。そんな話を府立一中（いまの都立日比谷高校）を出た人から聞いたことがある。

学生食堂（東大）は食券がないと食えず、メニューは「水団すいだん」（うどん粉のだんご）が、いくつか汁の中にあるもの）だけだった、と聞いた。

腹がへっているから、省線（国電の旧称）電車がくるまで立っておれず、プラットホームのうえにしゃがんでいる者が多かったという。車窓にみえるものは焼け跡ばかりであった。……

終戦から約九ヵ月後、昭和21年（一九四六）5月12日（日曜日）——野草を食いつくし、飢えに耐えかねた世田谷区の住民は、この日の午後一時半——下馬しもまの新生活場不明内の広場において、「米よこせ世田谷区民大会」を開催し、決議文をつくった（宮城へ大衆デモ 世田谷の「米よこせ大会」『朝日新聞』昭和21・5・13付）。その内容は——天皇よ、人間であるなら、人民大衆の声を聴け！すぐ宮城内の隠匿米いんとくまいを開放せよ、この人民の声に回答せよといった強行なもので、いままで社会的に弱者だった者が、神から人間となった天皇にたいしてはじめて威勢をふるった。会場は赤ん坊を背負ったまずしい母親、うすぎたない栄養失調の子供、老いたる失業者、一般労働者らのすがたであふれていた。やがて参加した主婦らを先頭に、赤旗をもった組合員に指導された一五〇〇名のデモ隊は、皇居にむかった。

またデモ隊の一部（百十余名）は、いちはやくトラックにのり宮城にむかった。坂下門で下車すると、整然と四列縦隊にならんだ。一行は社会党や共産党の代表を先頭に、「赤旗」をひるがえしながら、暮色せまるなか坂下門までくると、急報に駆けつけた岩瀬事務官と押し問答をやった。——ご用件をここでうけたまわりましょう。

―ぶ礼をいうな。門前ばらいなど、とんでもない。

―代表だけでいいでしょう。

―皆んなが代表だ。

―しかし、こう大勢では。

―われわれは烏合の衆ではない。世田谷区民三〇万の代表として、整然とわれわれの要求を天皇に聞いてもらいに来たのだ。

―「赤旗」だけは持ちこんでは困ります。

―これは組合旗だ。

やがて一行は坂下門から宮城内に進み、宮内省の玄関をくぐり、運輸課長宅に行った。課長は代表たちの話を「拝聴」しているばかりだった

(『朝日新聞』昭和21・5・13付)。

そのうちに、だれかが「緊急動議！天皇の台所を拝見したい」といった。対応の岩瀬事務官は、面くらった。しかし、大衆の圧力のまえには、いやいやながら案内せざるをえなかった。通された所は天皇の台所ではなく、宮内省の皇族、高等官用の調理場であった。

食べ終わったオハチ(めしびつ)を洗うべく、水を入れてあり、それをみつけた子供がいった。

―あつ、オハチの中にこんなにご飯がまだ残っているのに水を入れてあらア。

―お母ちゃん。オカユがたべたい。

―どおれ、あつ、ほんとうだね。……

去るメーデーの日のプラカードに、「ハシの立つふうなオカユを食べさせてくれ！」といった文句があった。人民の家庭では、オカユすら食べれなかった。

―あッ、すげえ残飯だ。

―チョイとお役人さん。これが残飯なら、せめて子供にだけでも食べさせていただけませんか。朝からまだ野草の汁以外なんにも食べていないんです。

―私はロクに食べないためか、子どもにふくませるお乳も出ないんです。どうかこの残飯を食べさせて下さいませ。この通り乳は出ないんです

から。

共産党の岩田英一は、「どうだい君、婦人と子供にだけ、この残飯を食わしてやってくれないか」と助け舟をだした。そのうち元気のいい者が、冷蔵庫のふたを開け、中をのぞき込んでびっくりした。そこにはマグロの半身、ヒラメ、カレイ十五枚、スズキ一尾、鮭四尾、貝、牛肉などが入っていた。子供らは、

——変なものあるぞ！

といった。それは「魚の煮凍り」（魚とそれを煮た汁がこおったもの。汁にゼラチン、寒天を入れ、魚の身ごとかためたもの）であった。また柱に張ってある紙片には、献立がかいてあった。「五月十四日御夕食、皇族十三方（人）[＊]」のメニューである。

＊秩父、高松、三笠宮など天皇の肉親か。

お通しもの（料理ができるまえに出す簡単な食べもの）……平貝 キウリ ノリの酢のもの

おでん……………まぐろ ハンペン ツミレ 大根わさび

さしみ……………まぐろ

焼物……………ヒラメのから揚げ

煮つけ……………竹の子 ふぎ

みそおでん……………ネギ さといも

他二品

わが国が飢餓に瀕していたとき、皇族らはこのようなごちそうを食べていたようだ。このメニューをみた者は、あまりの豪華さ、あまりのけんらんさにおどろき、あきれてものをいう元気もうせてしまったらしい（山田典吉「宮城デモ報告記 皇族は何を喰ってゐるか」『百万相』（第九号 昭和22・5・1）より）。

プラカード不敬事件……………それは昭和21年5月19日におこった。宮城に押しかけ、宮内省の台所をうろつきまわった民衆は、あまりにも豪華

な食材に目をまわし、一週間後の5月19日の「飯米獲得人民大会」（食糧メーデー）では、

「国体はゴジされたぞ 朕はタラフク 喰ってるぞ ナンジ人民 飢えて死ね ギヨメイギヨジ 日本共産党田中精機細胞」

のプラカードをもって行進した共産党員・松島松太郎は、名誉きそん罪（刑法第230）で起訴され、懲役八カ月の判決をうけた。が、新憲法公布による大赦令（昭和21・11・3）で免訴された。

被告人の行為は、不敬罪（刑法第74条に該当）にあたるとされたが、大赦令が出たので免訴の判決がくだった（東京高裁の控訴審）。松島は不敬罪の消滅を理由に、名誉きそんはナンセンスである、と無罪を主張し、最高裁に上告したが、翌年五月棄却された。

天皇の食ぜん（食卓、料理）。

人間天皇の一日のメニューは、どんなものであったのか、またいまはどうなのか、日本国民ならだれしも興味をもつであろう。それは一般庶民が口にするものと大差あることは、じゅうぶんに想像できる。つまりわれわれ一般人が食べるものと大いに異なるということである。

終戦から三年目、昭和23年6月1日（火曜日）のメニューが残っている。

朝（午前8・40から

オートミール（ひき割りオート麦のかゆ）

パン

玉子料理

9時ごろ）

果物

牛乳

お茶（タンニンの強いお茶は用いず、ほうじ茶）

昼（午前11・30ごろ）

ソーセージの油あげ

キャベツ

スパゲッティ皿焼

パン

果物

お茶

「おあいもの」（一種の午後の間食。午後3・30から400まで。和洋菓子が出る）

夕（午後6・30ごろから、

お汁（赤だしトーフ）

半分ついた米飯

一しおのサバの干物

ときに1100ごろまで）

粉ふきイモ

ホーレン草のおひたし

おつけもの（大阪漬のダイコン）

果物

お茶

こんにちから見ると、この献立はありきたりのもので、なんだ大したことはないと思われるかも知れないが、当時の庶民からすると、たいへんなごちそうであったろう。一般国民は、雑炊（かゆ）、イモ（じゃがいも）、サツマイモ）、家畜用の麦、まぜごはん（大根、ニンジン、大豆が入ったもの）、麦メシ、外米（タイ米）などを食べていた。

天皇の食卓にのぼるものは、かならず二人分つくった。それがしきたりであった。『ホーレン草のおひたし』を例にとると、しもじもが食べるような、黄色い葉っぱのまじった、大小ふぞろいのいじけたホーレン草ではない。新鮮なホーレン草の山から、きず一つないものを二人分引きぬいて調理したものだ。米や麦は、ひとつぶずつ、寄りわけ、一般市民の何十倍もの手数と費用をかけていた。

天皇一家の食事は、しもじものように食卓をかこんでとらず、家族ばらばらであり、五ヶ所にわかれてとる。天皇はいつも皇后といっしょである。料理人（和食、洋食のコック十五、六名）のほか、職人（和菓子、洋菓子、パン焼人など十数名）いた。天皇はミソ汁を好まなかったが、皇后は『赤だし』を好み、そのため毎朝ミソ汁をだした。天皇の好物は、ウナギのカバ焼・天ぷら・ソバ・バナナなどであり、皇后は晩しゃくをきこしめた。ビールならコップ一杯。日本酒なら茶わんに八分目くらい。

天皇はほとんど下戸（酒が飲めない人）にちかく、公式の宴会以外ほとんどのまず、まれにフランス直輸入の時代もののブドウ酒をのむていどであった（『天皇一家の配給生活 探訪記——ヒロヒト氏の市民生活・その二』『真相』第3巻第8号所収、昭和23・8・1より）。

天皇はすごいネコ舌で、熱いものは口にしなかった。タイ茶ずけは、熱い茶をかけて、いそいで食べるものだが、さましたものを口にした。ちよっとでも熱いものが出ると、テーブルの上にあるリンをじゃんじゃんたたき、召使いを叱責した。高級食材の和牛にしても、ヤミ買いで入手したもので、浅草千束町の『米久』の牛肉であった。

牛肉はむかしもいまも値のはるものだが、『米久』が値引したものを宮内庁が買いあげた。

ロース肉（百匁）——一匁は七・七五グラム）……二四〇円——↓二〇〇円
 上肉（百匁）……二〇〇円——↓一五〇円

（昭和23年6月中旬の値段）

注・当時、肉体労働者が一日はたらいて得る賃金が、二百二、三十円ぐらいであった。当時の

牛肉の公定価格は、百匁で三〇円。これを宮内庁は、七倍ちかい値いで購入している。

天皇は口ごもるところがあり、食事ちゅうさかんに、例の「アア ウー ウン アア ウーン」という声が聞えてきた（大膳課事務官談）。

昭和天皇の崩御は、昭和六十四年（一九八九）一月のことであり、昭和から平成に改元されるのであるが、亡くなる九年前——昭和五十五年（一九八〇）元旦の行事と御膳（食事の敬語）について、『朝日新聞』（昭和55・1・1）は、つぎのような内容の記事をかけた。以下、その大要をのべてみよう。

晴の御膳……………宮殿の表御座所（天皇の居間）である「芳菊の間」においておこなわれる、国事行為としての儀式をいう。

平盛と高盛……………平盛は、魚介などの小さな切り身を八センチほどの高さにつみ上げたもの。後者は十二、三センチの高さにつみ上げたもの。
大飯……………たきたてのご飯を、銀器の中で二十センチの高さの「逆三角形」に盛ったもの。

*飯とは、米をたいたり、むしたもの。ごはんの意。こんにちは文語。

天皇はこれを食べないで、ハシを立てるしぐさをするだけ。この儀式は二分でおわる。

元日の天皇の朝食。

ブリの焼きもの

小麦粉をうす焼きにしたようなモチに、砂糖煮のゴボウなどをはさんだ菱ひし葩はなびら。

キジ酒キジ酒（日本酒の中に、熱したキジ肉の細片を入れたもの）
新年用の酒の銘柄「惣花」（ただし飲まない）

*菱とは池や沼で生え、水面に浮かぶひし科の一年生植物の花弁。

**きじ科の日本固有の鳥。鴝鳥。

新年の「祝賀の儀」も天皇の国事行為である。午前、午後の数回にわけて、首相 最高裁長官 両院議長 国会議員 知事 各国大使ら約六〇

○名が、両陛下に祝詞をのべる。共産党議員は欠席。

折り詰めが出るが、その中味は——タイの姿焼き、クリきんとん、カズノコ、たづくり（かたくちイワシを干したものの）。その他、ビールや酒、タバコなども出るが、招待客は折り詰めやタバコをそのまま、持ち帰る。

天皇の昼食。

当日、昼食は、皇族方とともにとる。

牛肉の照り焼き、タイのむし焼き、サラダなど。

天皇の夕食。

タイのなます（細く切ったタイの魚肉）
（を酢にひたしたものを）

甘ダイの焼きもの

雑煮（京みそ仕立て）

小モチ

アワビ

ナマコ（円筒状で突起をもつ棘皮動物）

サトイモ

橙（みかん科の常緑小高木。実は黄赤色。それをくり抜き、エビ、貝柱などを入れたもの）

ご飯

かん酒

はじめて雑煮が出るのは、夕食のときである。小モチは電動モチつき機でついたもの。もち米は、新潟産のコガネモチ。ご飯の米はササニシキかコシヒカリである。

天皇ともなると、食物や健康面まで、そのチェックは保護過剰なほどゆきとどいている。食事は四人の侍医が交代で試食する。侍医団はメニューを検討し、栄養面から健康面、太りすぎにも気をくばる。両陛下が食べた量を、毎食後、大膳課員がグラム単位ではかる。その記録は永久保存である。皇居では毎夜、五十余名の職員（侍医一人、大膳課員二人をふくむ）が宿直勤務する。そして天皇の身体は、一日三回、侍医が検診する（前掲、小林末次の書、一五六頁）。

京大行幸事件……昭和26年（一九五二）11月12日（月曜日）、天皇をむかえる京大でその車をとりかこむ事件がおこり、各方面にさまざまな波紋をまきおこした。「行幸」とは、天皇が外出する意である。終戦後、天皇は全国各地を視察に出かけたが、京大行幸もその一環であった。十月中旬、天皇が京都を訪問することが伝わると、市役所や京大の壁をぬりかえたり、道路を修理したり、沿道の並木を刈込んだり、多額の費用（数百万円）を投じた。このころ京都では、物価の高とうにもない、賃上げ闘争が高まりつつあった（『東京大学学生新聞』昭和26・11・26付）。

11月12日——行幸の当日、学園では緊張が感じられた。天皇の到着予定は、一時二十二分。車が本部時計台下の玄関につくと、二階のご座所で服部学長から五分間の報告をきき、そのあと七学部七教授から、三分ずつ、いまやっている研究について説明を聞くことになっていた。

午前十一時ごろから守衛は、学内に入る学生たちの学生証をしらべだした。一方、学生側は学生に公開質問状（日本が戦争にまき込まれたり、再軍備についての考えを聞くため、学生との対話を求めたもの）を手渡していく。学生ら約五〇〇名は、十二時半ごろ、本部の玄関あたりに集まっていた。プラカードが立てかけてあり、

「自由」「京大生は天皇を歓迎せず」「天皇を神様にするな」

などと書いてある。一時ごろ、某新聞社のニュースカー（天皇歓迎車）が、「君が代」を放送しながらやって来るころには、学生・職員約二千人が、玄関前の築山を東と西側にいっぱいにしていた。京都市警は、学校当局からの要請により、警官二個中隊（約八〇名？）を出動させ、学生の整理にあたった。午後二時ごろになると、さらに四〇〇名ほど増員された。学生らは、「警官帰れ！」「警官は、門の外へ出ろ！」とさげんでいた。天皇は、数台の自動車に守られ、予定時刻に玄関に到着すると、服部学長の先導で建物の中に入っていった。その姿が消えたとき、それまで道をあけさせられ、押えられていた学生たちの中から、「平和の歌」がうたわれ、それはニュースカーの「君が代」を圧した。「歌をやめろ！」と職員はさげぶ。守衛はスクラムを組み、学生らを前に出すまいとする。午後二時十二分——ニュースカメラのフラッシュと「平和を守れ」の歌声のなか、天皇は車にのると、ソフト帽を上げさげしながら、来たときよりも速く走り、つぎの訪問先である「京都陶磁器協会組合」にむかった。

騒然たる雰囲気なかで、学生らが天皇の車を取りかこんだのは、暗に天皇の戦争責任を問うためであった。翌日、服部学長は、談話を発表した。

——ひじょうに混雑したので、警察に整理を要請した。さいわい事故もなく終わったが、学生の行動は常軌を逸している。じゅうぶん調査のうえ、できょうな処置をとる（『朝日新聞』昭和26・11・13付）。

その結果、学校当局は、「同学会」（学生自治会）を解散させ、八名の学生を無期停学処分にした。

成婚バレード投石事件……昭和34年（一九五九）4月10日、わが国は朝野をあげて、皇太子明仁親王夫妻の成婚ムードによった。この日、群集の中から飛びだし、馬車めがけて投石し、それに飛び乗ろうとした者がいた。一つ目ははずれ、二つ目は馬車にあたった。事件は十日の午後、皇居まえの祝田町交差点付近でおこった。馬車に投石しながら、それに飛び乗ろうとした者が、暴行の現行犯で丸の内署に逮捕された。犯人は長野県生まれの杉並区荻窪に住む無職の少年（19）であった。

犯人は調べにたいし、東宮御所の新築に二億三千万円の税金を使ったと聞いて腹がたつたと語った。結婚式のバカ騒ぎがおもしろくなかった。二人を馬車からひきずり降ろして、行事をメチャメチャにしてやろう、と思った、と語った。この事件を「お祭り騒ぎがシャク　馬車を妨害した少年」といった見出しで、記事にしたのは『毎日新聞』（昭和34・4・11付）だけである。犯人の少年は、統合失調症とされたが、その後どうなったのか……。

パチンコ玉飛ばし事件……昭和44年（一九六九）1月2日、一般参賀の日に、新宮殿のベランダに立った天皇めがけてパチンコ玉を飛ばした男が逮捕された。午前十時、両陛下が長和殿のベランダに立ったとき、ベランダ付近で「ピシッ」という音がした。皇宮警察の護衛官がごみの中をさがすと、ゴムのパチンコをもった中年男が「四発うった」と名のり出た（『朝日新聞』昭和44・1・3付）。

パチンコ玉を撃った男は、神戸市兵庫区荒田町二の五、サン電池工業所を経営する奥崎謙三（48）であった。同人はバルコニーの前方十五メートルのところから、パチンコ玉三個をたてつづけに天皇めがけて撃った。さらに「ヤマザキ、天皇を撃て」と声をあげて、周囲の関心をひき、もう一発撃ったが、玉はいずれもバルコニーのすそかくしに当たっただけだった。

奥崎は元工兵であり、ヤマザキはニューギニアで戦死した戦友であった。皇室に対する反感がつよく、かねてから何かしてやろうと思っていた。天皇制廃止をもとめて訴訟も六件だしており、当局からマークされていた（『毎日新聞』昭和44・1・3付）。事件後、防弾ガラスが設置された。

「ひめゆりの塔」（沖繩）における火炎ビン投げつけ事件……昭和50年（一九七五）7月17日——沖繩を訪問した皇太子明仁親王^{あきひと}夫妻は、南部戦跡「ひめゆりの塔」まで、二人の過激青年から火炎ビンを投げつけられた。この事件に関して詳細を伝えたのは、『毎日新聞』だけである。以下、同記事にもとずいて、事件のあらましを語ると、つぎのようになる。

皇太子夫妻とその随員が、日航の特別機で羽田を出発したのは、十七日の午前九時五十七分。一行は予定時刻（約二時間後？）に新装なった那覇空港に到着すると、空港ロビーで県知事や県議会議長らに迎えられた。空港から市郊外まで「日の丸」小旗をもった列が^{つづいた}。が、当日、約五千人の市民が歓迎に参加していた。一方、この訪問に反対する団体もあった。

(一) 過激派および一部革新団体四グループ 約六〇〇名

(二) 県職労など自治労加盟の三十団体 人員不詳

(一)は朝から那覇市内で集会やデモ行進をやり、(二)は始業時に職場集会をひらき、訪問に抗議した。

皇太子夫妻の車列が、午後一時五分、糸満市街地にさしかかると、五階建ての病院の三階から、約十本の空ビンが投げつけられた。ビンを投げた若い男二人は、すぐ逮捕された。

これは第一の事件（空ビン投げ）であった。

さらに午後一時二十五分ごろ、「ひめゆりの塔」（戦前の洞くつ。直径約三メートル、深さ約七メートル、横穴。ひめゆり部隊と呼ばれた女子生徒らが集団自決した）で、夫妻は花束をそえ、生き残り（源ゆき子「71」さん）から説明をうけていたとき、第二の事件（火炎ビン投げ）がおこった。

沖繩県人は、悲惨な戦争から三十年、ずっと苦難な生活を強いられて生きてきた。沖繩戦の生き残り、遺族らの特別奉迎者二〇名も、慰霊塔まえの参道にならび、じっと二人をみつめていた。夫妻は塔まで源さんの説明をうけていたとき、赤ヘルと黒ヘルの男二人が、突然大声でわめきながら、火炎ビン一本と爆竹一束を夫妻めがけて投げつけた。それは約二メートルまで爆発した。

犯人は……「反帝」の赤ヘルをかぶった色白の男。としは二十五、六歳ぐらい。

「沖解同」の黒ヘルをかぶった男。としては二十七歳くらい。

この二人は、火炎ビンを投げつけるとき、「天皇糾弾」「皇太子帰れ」ときけんらしい。この二人は逮捕された。

二人の犯人は、前日から洞くつの中にひそんでいた。火炎ビンは洞くつから投げたものか、約二分後、私服が高さ五〇センチのコンクリートのさくを飛びこえ、二人をあっけなくとりおさえた。

両事件は、日本反帝戦線、沖繩反帝戦線とが連帯して闘っている「沖繩解放同盟」の戦士の行動であった。夫妻はこの事件でスケジュールを三〇分ほど早め、無名戦士の墓——魂魄こんぱく（たましい）の塔——沖繩師範建児の塔——などをお参りしたあと、摩文仁まぶんの丘の——黎明の塔（三十二軍司令官・牛島中将と参謀長らが自決したところ）——島守之塔しまもり（県知事らの殉職地）——県立平和資料館など巡拝、視察し、宿舎の「ハーバービューホテル」（那覇市泉崎）にもどった。

沖繩県民からすれば、皇太子夫妻の訪問をもろてをあげ、手ばなしで歓迎できなかったであろう。沖繩戦で亡くなった者は、

軍人 軍属約九万名

一般人 九万二〇〇〇名

といわれる。が、これに行方不明者、集団自殺者などが加わるから、じっさいの数字は二〇万以上であろう。県民は家族や知人や友人をうしなうなど惨劇を経験している。

旧琉球（沖繩）は、十七世紀に島津に征服され、日中両国に帰属し、明治十二年に琉球藩を廃し、沖繩県となった。が、その後ずっと、内地人から悔べつと蔑視をうけた。政府は、昭和20年（一九四五）7月13日、終戦の道をさぐるために、ソ連に講和の特使として近衛文麿を派遣することに決した。日本側の譲歩案としては、国体の護持は一步もゆずらない。国土のうち最下限、沖繩・小笠原・カラフトをすてる。千島列島は南半分を保有するていどとする、といったものであった。しかし、近衛の派遣は、ソ連より拒否された。

天皇は、国体護持を講和条件とし、沖繩をすてるつもりであった。また天皇は、昭和二十二年（一九四七）九月、マッカーサー総司令官にたい

し、対日講和後の沖縄の地位に関して、アメリカによる長期の軍事占領がのぞましい、と提案していたことが、昭和五十四年（一九七九）四月二十七日の衆議院北方問題委員会で、共産党の瀬長亀次郎議員（沖縄選出）によって、スッパ抜かれた。

天皇は沖縄を訪問したい、といっていたらしいが、どんな顔をして、沖縄県民のまえに立つつもりであったのかという（小林末次、前掲書、一四六頁）。

長崎市長襲撃事件……平成2年（一九九〇）1月18日、長崎市長・本島 等（67）は、市庁舎まで、男にピストルで撃たれた。弾丸一発は胸部を寛通し、一ヶ月の重症をおった。弾は背中から入り、ろっ骨に当たり上にはね、肺を貫いて前に飛びでた。犯人は近くにとめてあった乗用車（レンタカー）で逃げたが、ナンバーから市内千歳町のホテルにいた田尻和美容疑者（40）を発見、逮捕した。田尻は右翼団体「正気塾」（総本部・長崎市）の東京本部長代行であった。

ことは、二年まえの十二月七日、定例市議会における、天皇責任発言に端を発していた。昭和天皇の病氣回復祈願記帳所開設をめぐる一般質問に答えて、「天皇の戦争責任はあると思う」とのべ、議会後、補足する形で、天皇が終戦をもっと早く決断していれば、沖縄戦も、広島・長崎の原爆投下もなかったのは明らかである、と語った。

この発言をめぐって、自民党長崎県連、各地の六十二団体が反発し、抗議行動やテロにまつわる事件が、十四回もおきていた。実弾入りの脅迫状が市長あてに送られたり、市役所にも銃弾がうち込まれた。市長発言への反発がある一方、これを支持する声も大きく、全国の平和団体や市民グループなどから激励の手紙が続々と長崎市役所に寄せられた。市長は一貫して平和や核廃絶に関する発言をつづけていた。

本島市長は、大正十一年（一九二二）五島列島で生まれた。キリスト教徒である。祖父は明治政府のキリシタン弾圧にあり、拷問で脚をおられ、足をひきずっていた。小学校をおえると、長崎や佐世保で新聞配達、印刷工、給仕、書生などをやり、夜間中学に通学した。旧制佐賀高校から京大工学部に進んだ。召集され、軍隊では教育隊にあり、陛下のために死ぬ、と教えていたという（『朝日新聞』平成2・1・19付）。

終戦後、長崎東高校、長崎教育委員会などに勤務したのち、県議を五期つとめた。自民党に入党したが、無所属で長崎市長に初当選、三期目のとき、このテロにあった（前掲、『朝日新聞』による）。

長崎市長の発言は、戦前なら当然「不敬罪」に相当するものであったろう。終戦から四十五年もたった、平和になれなかった社会において、突如

おこった市長銃撃事件は、政治テロであった。この事件は、日本列島に大きな衝撃をあたえた。「言論の自由を圧殺する行為」「民主主義に対する挑戦」として、各界から抗議の声がわき起った。市長発言に反発した側も、複雑な表情という（『朝日新聞』平成2・1・19付）。

天皇の戦争責任については、終戦後、こんにちに至るまで、学者や文化人がいろいろ書いてきた。戦後の内閣首班は、東久邇稔彦（一八八七～一九九〇、昭和期の皇族、軍人）であるが、「一億総ざんげ」をとなえ、戦争責任を国民になすりつけたことで知られている。そのため一般国民から手ひどくしっぺ返しをくった。だから後継首相となった幣原喜重郎（一八七二～一九五一、大正・昭和期の外交官・政治家）は、国民には戦争責任がないと言明せざるをえなかった。

『国民』の語に包括される者は、一般の庶民にくわえて、

天皇の側近（重臣） 天皇の政府の閣僚（大臣）
天皇の軍隊の将官 天皇の議会（貴衆両院）の議員

らである。宣戦は天皇によって布告され、臣民はその命に従っただけであるから、じぶんたちにその責任はない、といった論理が成りたつ。

戦犯として逮捕された者も臣道に従っただけであり、戦争犯罪責任はない、と主張した。幣原内閣は、占領下にあつて国体護持（天皇制の温存）に苦慮したが、旧体制の要人らは、天皇制擁護をさげながら、同時に天皇を戦争犯罪人の主犯の位置に追いあげているという（中野重治「天皇と戦争犯罪責任」『社会評論』昭和21・2・5）。

七 不敬事件の発生原因 件数 人数について

不敬事件がおこる直接の原因は、天皇制の重庄のもとで生きた民衆のうつくつした憤まん（心にわだかまる怒り）が爆発したものである。社会生活を営む生物が人間であるとするならば、天皇や皇族もおなじ人間であり、とくべつな人種ではない、というのが、天皇制に批判的な者の考え方である。しかし、高貴なる旧家の子孫とされるこれらの人びとは、国家の厚い保護のもとにおかれ、みずから働く必要はなく、国民の税金でぜいたくに暮らし、外遊もできるのである。

一部の富裕層をのぞき、大半の国民はぜいたくとは無縁のまずしい生活を送っている。おなじ人間に生まれ、出自がちがうだけで、富貴にこんなにも差が出るのである。しかし、大方の人びとは、しかたがない、と、なかばあきらめの気持で生きているのが現状である。

明治十年（一八七七）から令和のこんにちまでの約一五〇年間に、どのくらい不敬事件が起ったものか、正確な数字をはあくすることは不可能である。が、戦後の事件をふくめて、五〇〇件ほどか。不敬罪は、明治・大正時代は年平均一〇件であったが、昭和に入って爆発的に増加したという（村上重良編『皇室辞典』（東京堂、昭和55・7））。社会問題（労働、小作、失業、貧困など）や社会情勢が、ひとの心に感情的に影響するところが大きく、それが叛逆心、不平不満を生み、それが不敬の言動となって爆発したものという（『秘 昭和三年八月 思想研究資料 第八輯』の「はしがき」より）。

明治時代（一八六八〜一九二二）の四十五年間におこった大小の不敬事件は、およそ二二八件、大正時代（一九一二〜二六）の十五年間におこった件数は、一六三件という。

大正十年（一九二二）から昭和二年（一九二七）までの六年間に、不敬罪で起訴された件数・人員は、左記のとおりである。

年 度	起 訴	
	件 数	人 員
大 正 十 年	三	六
大 正 十 一 年	四	四
大 正 十 二 年	八	九
大 正 十 三 年	一六	一六
大 正 十 四 年	四	四
大 正 十 五 年	八	九
昭 和 元 年	二	四
昭 和 二 年	五	二
計	四五	五二

『自大正10年 至昭和2年 不敬事件』思想研究資料第8輯、東洋文化社、昭和55年3月より。

計	その他	他人の依頼又は教唆あるいは庇護せんとしたるに因るもの	神経症状に起因するもの	思慮浅薄軽躁の結果にもとづくもの	奇矯心にもとづくもの	復しゅう的手段としてなしたるもの	憤がい、激怒、興奮、悲観、自暴自棄にもとづくもの	悪戯、落書、投書その他の性癖に起因するもの	酒によった結果偶発的に出でたるもの	不用意のうらに偶発的に出でたるもの	自己の境遇にもとづく現代社会制度等に対する不満反感	社会主義等の思想の発露	動機別	
													階級者識	階非階級者識
一七	/	/	/	/	/	一	一	/	三	五	一	六	階級者識	自大正二十年
一二四	五	三	三	六	五	七	一〇	七	一〇	九	二〇	三九	階非階級者識	
九	/	/	一	一	/	/	一	一	一	/	/	五	階級者識	昭和三年
二七	三	/	一	/	一	一	一	五	二	/	四	九	階非階級者識	
二六	/	/	一	/	/	一	二	一	四	五	一	一一	階級者識	計
一五一	八	三	四	六	六	八	一一	一二	一二	九	二四	四八	階非階級者識	

不敬犯罪の動機は、社会主義などの思想にもとづくもの、当時の社会制度にたいする不満や反感であり、多分に感情的傾向をもっていた。

犯行の手段としては、文書による犯行と口語（話しことば）によるものが、圧倒的に多いことがわかる。

手段別	年度別	
	起訴、 起訴猶予別	
文書によるもの	三三三	四八
口語によるもの	一一二	三九
御尊影の毀損によるもの	六	一
御手植樹木の毀損によるもの	一	一
神宮御門の汚損によるもの	五二	八九
計	六三三	一四七
	起訴人員	起訴猶予人員
	至昭和二年	昭和三年
	一	二
	二五	一六
	六三	四二
	一一四	六四
	合	計
	六三	一四七

犯行の時期は、秋季がもっとも多い。皇室の行事がこの時季におこなわれることが多いからである。
『現代史資料 45 治安維持法』（みすず書房、昭和48・8）の巻末の付録に、昭和11年（一九三六）～同18年（一九四三）の一月から四月までの「不敬事件調査表」がのっている。不敬の受理数、起訴数は左記のとおりである。

年度別	区別		受理		起訴	
	件数	人員	件数	人員		
昭和十一年	五〇	六一	七	七		
昭和十二年	四五	七〇	六	一一		
昭和十三年	五三	九六	一九	二〇		
昭和十四年	四七	六八	一三	一三		
昭和十五年	五四	八三	二一	二六		
昭和十六年	七五	一〇六	二二	二八		
昭和十七年	九一	一一二	三八	三九		
昭和十八年 自一月至四月	二六	二六	八	八		

自昭和十一年
至昭和十八年四月
不敬事件調査表

昭和十一年（一九三六）から同十八年（一九四三）までの七年間——二、二六事件、日中戦争、太平洋戦争ちゅう——の起訴件数は、一三四件、一五二名が起訴されている。

皇室にたいする不敬な言動が飛躍的に多くなるのは、太平洋戦争ちゅうのことであり、食糧難から不平不満は怒り、うらみ節となって特権階級や富裕層、とくに天皇にむけられた。えんさの声は、所かまわず、電車の中、食堂、フロ屋、職場でも聞かれた。特高や憲兵、体制派の耳に入り、つかまれば、当然、二ヵ月以上、四年以下の懲役である（第74、76条）。犯行は口語（悪口）や投書、落書きなどの形をとった。

八 不敬罪の成立から廃止まで

日本国民（臣民）は、終戦をむかえるまで、忠君愛国を義務づけられ、天皇制に楯つくことは許されなかった。閣僚、軍人、となり組の組長、在郷軍人会、防火班の班長でさえ、『天皇の御稜威』（威光）を背景にすることで権威づけられ、命令するかれらを絶対的な権威で支えていた。いっさいの批判と抵抗も天皇の名によって抑えつけられていた（青地晨「横浜事件の体験から」）。

それほど天皇制は、日本国民ぜんたいに及び、天皇の威光をかさに着、「おれたちは天皇陛下の特高である」「おれは陛下の裁判官だ」「上官の命令は、朕の命令とおもえ」といって、いたけだかにどなったり、人を威圧した。それほど天皇制は、権威者にとってありがたいものであり、また便利なものであった。

皇室（天皇を中心とする一族）を守るよろいが、いわゆる旧刑法でいう「天皇ノ身体ニ対する罪」の条文である。いまその歴史をその成立から廃止まで、ふりかえってみると、つぎのようになる。

慶応3年（一八六七） 10月……大政奉還後、慶喜は『刑法ノ儀』について、朝廷にうかがいを立てた。

明治3年（一八七〇） 6月……フランスの刑法を訳した『刑濼』が刊行され、この中ではじめて皇族に対する不敬罪の処罰に言及した。

同 年 刑法では「新律綱領」が成るが、不敬罪の条文はなかった。

明治10年（一八七七） ……ポアソナードが起草した「日本帝国のための刑法草案」がはじめて姿をみせる。「天皇ノ身体ニ対スル罪」（のち「皇室ニ対スル罪」に改める）が制定される。

明治12年（一八七九） ……この条文を太政官（のちの元老院）の審査局で審議したのち、太政大臣・三条実美に上申。

明治15年（一八八二） 1月……不敬罪をふくむ皇族にたいする罪が明文化された。

明治16年（一八八三） 12月……同年以降、刑法の通俗本が刊行され、市中に出まわる。

明治19年（一八八六） ……フランス文による『日本帝国のための刑法改訂草案 ポアソナード氏による解説付』が、国文社から刊行。

明治23年（一八九〇） ……第一回帝国議会に「改正刑法草案」が提出される（審議未了）。

明治40年（一九〇七） ……旧刑法の成立。刑法における不敬罪の既定を補充するものとして、「出版法」（明治26）「改正新聞紙条例」（明治30）

「新聞紙法」（明治42）などがあったが、昭和24年（一九四九）廃止となる。

(戦後)

昭和21年(一九四六) 6月……帝国憲法改正案(すなわち日本国憲法の原案)が、第九〇回帝國議會に提出。司法省内に司法法制審議會がもうけられ、皇室にたいする罪の規定を現行のままとすることを司法大臣に答申。

同年 12月……ホイットニー民政局長は、マッカーサーの指令(皇室にたいする罪に関する刑法第73条〜第76条までの全面削除)を司法省に伝える。吉田首相、マッカーサーに再考を懇願。

昭和22年(一九四七) 2月……マッカーサー、皇室にたいする罪の全面削除をつよく指示。

昭和49年(一九七四) 5月……法制審議會の改正刑法草案(外国の元首、各国使節にたいする暴行・侮辱への処罰)が、法相に出される。

むすび

現行の憲法では、日本国民は法のもとに平等であり、戦前の刑法にある皇室にたいする大逆罪・不敬罪は、法典から削除されている。皇室に対する罪は、一般市民にたいすると同じにあつかわれる。ただし天皇、三后、皇嗣(よつぎ)にたいする名誉きそんは、内閣総理大臣が代わって告訴し(刑法第二三二条二項)、他の皇族は本人が告訴する(『皇室事典』)。

不敬行為は雲上人にたいする民衆の主體的抵抗の発現であり、憤まんやるかたない感情の爆発であった。いまも皇室の尊厳を守るために、政府によって大礼と称する一連の行事がつづけられているが、象徴天皇制をうらがえずと、旧態依然とした神權天皇制にはかならず、むかしに逆行しつつあるとの声もある。

人はなんのためにこの世に生れてきたのか。人に尽すためであるといったのは、当時ニューヨークのコーネル大学に留学中の矢田部良吉(一八五一〜九九、明治期の植物学者。詩人。新体詩運動のパイオニア。開成学学校教授試験のとき留学、のち東大教授。アメリカに六カ年滞在した)であった。

4) 我輩(われわれ)ハ 只々自己ノ為ニ生レタルモノニアラス、他人ノ為ニ生レタルモノナレバ……(福田恒久輯『明治形勢一斑』万笈閣、明治11)

という。

人は権力に圧倒されたときはじめて“自由”の意味を知る。自由があつてこそこの世である。国家の主権は君主とその取りまきの専有物なく、国民ひとりひとりのものである。ところが、わが国は建国以来、共和政体をとらず、万世一系の君主（天皇）が支配する国であった。

政府は民衆（国民）の生活上の世話をする機関というより、権力と勢威をもって国民を統合し、おさえつける組織であった。が、敗戦を機に、戦勝国アメリカはわが国の国体に大変革をもたらし、日本を解体し、民主主義国につくりかえた。日本国民はようやく悪法と圧制から解放されたのである。……

注

- (1) 吉川経夫「不敬罪の系譜と刑法改正論議」法学セミナー増刊『現代天皇制』所収、日本評論社、昭和52・2。
- (2) 『世界歴史辞典 第7巻』平凡社、昭和27・1、一九九～二〇〇頁。
- (3) J. K. Bluntschli: *The Theory of the State*, Clarendon Press, Oxford, 1885, p. 34～35
注・これはブルンチュリの *Allgemeines Staatsrecht* (『一般国法学』) の英訳本。
- (4) 同右、三五頁。
- (5) 『コンサイス人名辞典 外国編』三省堂、三七頁。
- (6) 注(3)の三七頁。
- (7) 注(3)の四七〇頁。
- (8) Franz Oppenheimer: *The State, its history and development viewed sociologically*, George Allen & Unwin Limited, London, 刊行年不詳、一二七頁。
注・これはドイツ語版からの英訳本。
- (9) 同右、二七～二八頁。
- (10) 注(8)の五二頁。
- (11) 横江勝美「解題」一～三頁。『国家と階級』所収、石泉社、昭和29・7。
- (12) 土屋喬雄「日本再建の史的考察『国史』の科学的研究『潮流』2号所収、昭和21・2。
- (13) 宇喜多小十郎著『民権夜話 初編 上』博文社、明治7・11、九頁。

- (14) 大津淳一郎著『大日本憲政史 第一巻』〔復刻〕、原書房、昭和44・9、七二頁。
- (15) 同右、五五頁。
- (16) 金子堅太郎「帝国憲法の制定せらるゝまで」『国史事件論集』所収、有文書院、昭和7・6、四三三頁。
- (17) 『明治文化史 2 法制編』洋々社、昭和29・8、三三四頁。
- (18) 稲田周之助著『日本憲法論』日本評論社、昭和10・5、五六頁。
- (19) 同右、五八頁。
- (20) 注(1)による。また『傍註 刑法註釈』(註釈人 岡崙策郎 出版人 此村庄助 明治15・4)の編者の「緒言」に、「此書ハ本年一月ヨリ実施セラレ、刑法ナリ……」(傍点は引用者による)とある。
- (21) 大久保利謙「Ⅲ ゆがめられた歴史」『嵐のなかの百年』所収、勁草書房、昭和27・12、三六頁。
- (22) 藤村守美著『大日本 帝国 憲法講義』済美館、明治35・3、一四三頁。
- (23) 小股憲明著『明治期における不敬事件の研究』思文閣出版、平成22・2、三〇頁。
- (24) 同右、viiを参照。
- (25) 小林末夫著『差別と天皇制』白石書店、昭和61・8、一一二頁。
- (26) 拙稿「日本人と玉音放送」『社会志林』第65巻第3号所収、平成30・12。

参考文献

本稿において引用したものの、および「注」において記したものは、ほとんどここにかかげてない。が、あえて再び原史的なものを掲載すると、つぎのようになる。

ポアソナード起筆の原案を訳したものの。

『ポアソナード氏起稿』翻訳 校正 刑法草案註解 司法省 刊行年不詳。国立国会図書館蔵。

注・訳者は森 順正(ポアソナードの門人、東京法学社「法大の前身」の教師)。

写本「初案確定 教師原案確定 日本刑法第一編 刑法編纂課」

注・幕末・明治前期の法学者・鶴田 皓の旧蔵本。早大中央図書館の貴重本。

写本「明治九年十二月始メテ上申 本刑法草案 第一稿 五百二拾四条」

『箕作麟祥口訳 仏蘭西法律書 刑濼』けいほう 大学南校、明治3・6。

注・須多織之助の寄贈本。早大中央図書館の貴重本。
注・箕作が政府の命をうけて、フランスの刑法を訳したもの。

Projet révisé de Code Pénal pour l'Empire du Japon accompagnée d'un Commentaire par Mr. G^{vo} Boissonade, Tokio XIX^e Année de Meiji 1886

注・『日本帝国のための刑法改訂草案 ギュスターブ・ボアソナード氏による解説付』明治19年 国文社から刊行。

刑法関係の公布本。

『新律綱領 改定律例 合巻註釈』註釈人 近藤圭造 出版人 小川半七 明治7・4。

瀧 鍊太郎編纂『通俗 刑法 治罪法 附則 註解 完』報告堂、明治16・12。

草野省三編輯『刑法俗解 治罪法俗解』東京書肆 白楽園、明治19・9。

法文社版『新 註釈 大六法全書』有斐閣、昭和20・2。

注・同書の初版は、昭和15・12にでている。筆者は英文レジュメ (The History of Lese-majesty in Japan) をかくとき、この本を利用した。